

雜 纂

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

赤 尾 藤 市

緒 言

本誌第二十二卷誌上に『ペリー渡來前後に於ける對外國民思想の考察』と題する拙稿を公にしたが、本稿はその續篇に當るものであつて、安政中期から萬延年間にかけてハリスの來朝、假通商條約の締結、大老井伊直弼の外交對策等を繞る國民の對外思想、對外論策に就いての一考察である。前記論文の冒頭に於て、「我國が國家的躍進を遂げた時代は何れも外來文化の刺激が旺盛であつた時代及びその後につゞく時代であつた事は深く留意すべき點である。眞の國民的自覺も亦かゝる時代に於て初めてその本然の姿體を現はしてゐるのである。この意味に

於て日本國家の近代的躍進の母胎として、嘗つて無かつた程大きな苦惱を味はつた幕末維新時代の對外關係に對して現はれた我國國民思想推移變遷の種々相を考察すること、今日論議の種となつてゐる外來文化の無批判的攝取てふ事が、全くこの時代の切實なる國民的國家的要求が必然的に然らしめた現象であつた事と比考して、意義あり且興味深き點である。以下述べんとする所はペリー渡來の前後に於て、我國國民が如何なる態度、考へ方を以て外國文化なり外國民なりを觀察し、且つ之に處すべき對策を考究したかといふ點である。したがつてそれは決して外交關係そのものではなく、その内面に伏在せる對外

國民思想の究明である。」と述べておいた。この趣旨は又直ちにとつて以て本稿の論旨とする所である。

神奈川條約締結による安政の開國は、鎖國二百年の舊態を脱して廣く歐米文化の移入を行ひ、我國民が幕初以來の誤れる對外觀見を根本的に清算すべき重要契機となつたものである。然し乍ら二百餘年の永きに亘れる傳統的思想の根強さは一朝一夕に之を覆し得るものではなく其後の對外交渉は開國の困難にも増して幾多の障礙を突破しなくてはならなかつた。國民がその本然の姿體を取戻すまでには猶幾十年の歲月を要した次第を想ふ時、當時の爲政者、識者等の之に處した苦衷もさこそと察せらるゝのである。

一
安政元年三月神奈川條約が締結せられてから、清國、和蘭以外の歐米列國との貿易は、所謂船中關乏品賣買の名に於て小規模乍らも行はれ初めた。當時下田港に於て主として輸出せられたものは、織物、漆器、陶器、紙、浮世繪、絲細工、玩具等であつた。正式の通商貿易の起

るべきは極めて當然の事であつて、このことは合衆國總領事タウンセン・ハリスの來朝を契機として具體化したのである。元來幕府の對米方針なるものは常に動搖不定であつて、一時は我より進んで條約を改正し、中興一新の策を建てんととの議すらあつたが、安政二年十月の江戸大地震以來又もや消極的態度に變化して來たのである。

安政三年正月越前藩主松平慶永から水戸の前藩主齊昭に送つた書中にこの有様を嘆じて次の様に述べてゐる。

世上の様子見開觀察仕候得者風俗彌衰弱の體にて綱紀之不振は勿論從公邊舊冬來折々被仰出も有之候得共只今日之細事而已にて格別に是迄神州之土氣振起衰季挽回程之御處置も無之就ては姑息陵夷より外無之次第に御座候然る處兼て薩州は阿闍へ格別に懇意に付毎時内密申談の手續より種々申越薩州も同意にて不外周旋彼方へ往復何卒御爲可然筋をと精誠愚慮を悉候得共從阿闍追々返答振舊願結末の返書之趣にては反復申陳候素願之條且又抑策は勿論に候得共右様之筋は迎も取用は無之却て理屈張候僻論學者風之議論にて當今不台と被取成右等の趣は迎も幾度申立候ても無甲斐趣且當時因循之方ならては相談は難出來趣にて忌諱に觸れ避除せられ候は兎も角も右之次第にては當時骨子と依頼之阿闍之淵底も篤と相知れ候上

は最早何方より手を入候工夫も無之殆途方に暮れ實に望洋之外無之候第一公邊之御爲如何可相成もの歟去れはとて沈黙仕居在再如斯御時態にて苟且因循何一ツ御武備之振興も不相伺當春も亞船渡來之不容易風聞も有之若今日にも來船此上彌増之御屈辱且は萬一御武備之不整より互患を引出し等の儀等有之候ては傍觀は難仕居次第彼是思惟仕候得者誠に不安次第故舊冬も申陳候儀に候得共今更に櫻阿の兩閣依頼も無詮異々も望洋不知所措仕合に御壓候(下略)

之によつて幕閣首腦部の態度方針の如何を略々察知し得るのである。

かゝる折柄安政三年一八一八五六月七月神奈川條約第十一條の規定によつてハリス總領事の下田渡來となつた。幕府は震災による下田の荒廢を理由にその上陸を拒絶せんとしたが、ハリスは條約の明文を理由に斷乎として退かず、遂に已むなく之を許して下田郊外柿崎村の玉泉寺に滞留せしめた。日本に於ける最初の米國領事館である。幕府がハリスの駐在を拒んだのは神奈川條約第十一條に「兩國政府に於て無據儀有之候時は模様により合衆國官吏之者下田に差置候儀も可有之云々」とあるのに據つたのである

が、これが英文條約面に於ては何れか一國の意志によつて駐在せしめ得る事になつてゐて、この點は條約文の重大なる不備誤譯であつて、ハリスの來朝によつて始めてその事が發見せられたのである。^⑤

この時ハリスを乗せて來た米艦の司令官は下田奉行と應接の際、自分等は歸航の途中一應清國へ立寄り、救助した同國船員二十餘名を返す豫定で居るが、何か日本國側の御用であればその際辨じませうと言つたのを、下田奉行等は心中大いに感服して、五大洲を掌中の如くに思へばこそかゝる言葉も自然に出づるならんと云つてゐる。以て當時の幕吏等の對外識見の程度を推し得るのである。^⑥

下田駐在に際してハリスはその心境を次の如くその日記の中に述べてゐる。

I shall be the first recognized agent from a civilized power to reside in Japan. This forms an epoch in my life and may be the beginning of a new order of things in Japan. I hope I may so conduct myself that I may have honorable mention in the histories which will be written

これをしも嘗つてのペリーが武威を擁して事毎に威嚇的態度に出た場合と同一視する邦人の多かつた事は我國のために非常な損失であつた。

ハリスは着任後間もなく老中宛書翰を提出し、日本事務に重大關係ある事件に付日本政府の高官と面談議定のため江戸に出府致度、書翰にて處置せば誤解多からん且つ衆人を驚かさざるため、軍船を江戸灣に乘入れるが如き舉に出でず、數名の從者を伴つて陸路緩々と赴く可く、更に香港總督ボーリングが日本に對する企圖に付直接ボーリングより聞ける次第を傳へんと述べ、別に米暹交易條約謄本の蘭譯文を添附した。^⑤

時に海防掛筒井政憲、岩瀬忠震等はハリスの出府を許容すべきを説いて、「蘭人等之例を引き強而出府仕候旨申募り如何共御斷切難相成場合に至り、御差免し被成候而は更に御恩遇之程も相顯れ不申のみならず、却而手強く中立候故御免許相成候様存取事々強情申張候仕辭を醸し、且ハ内チ々々御體裁ニも不可然候間此節柄外國之事

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

情御偵探之爲ニも相成前文和蘭甲必丹之御振合も有之候上は、外條約濟國々之分も在留之官吏ニ限り江戸表へ被召寄候御見据ニ而、一向ニ此度亞美理加官吏出府致候様被仰渡、中御手厚く御取扱被成遣候は、更ニ是迄之御處置とは格別之義ニ而、兎角日本人は外國民を仇讎の如く存候との積疑も氷釋仕、以後之談判案外御手順宜罷成候品も可有之と奉存候。と建言してゐる。^⑥その所論誠に至當であつて、今日より之を批評するも何等非と難すべき點を見出し得ない卓見であるが、二百年來の鎖國觀念に支配せられて國際外交の何たるかを解し得なかつた幕閣にとつては容易ならざる事であつた。閣老中堀田正睦等は許容論者であつたが、阿部正弘等の一派は拒絶論を以て押通さんとした。

この時正睦は外國係專任の老中となり、今日の外務大臣の所管政務を取扱つた。かくてその外交の方針も亦自ら變更を見るに至つた。正睦の唱ふる所は、彼我の間下田奉行の如き微官をして當らしめるは往々齟齬を來す恐れあり、且つ彼に出府を許容するも、次の要求條件の許

否如何の權は我に在り、その許すべからざるものは斷じて之を斥くべく、要するに直接而議の簡捷に如かずといふ點にあつた。

然し乍ら正陸等許容論者とても、ハリスの出府が今後諸外國との關係上並びに國內一般人心に及ぼす影響如何に思ひ到る時、是亦斷乎たる處置に出で得ず、下田奉行をして極方國書受取を圖らしめた。下田奉行があらゆる辭柄を設けて遷延策をとつた事は、歐米人の外交通念を以てしては到底理解し難きものであつた。即ちハリスが何等かの要求を提出すれば、或は江戸政府の訓令を仰ぐに藉口して數週間に亙つてその回答を遷延し、或は祖法に反するの故を以て拒絕した。又は外國人の書翰に對しては返書を送らざるが國法なりと稱してハリスの書翰に答へざる等、西歐人に通用せざる日本國法觀念を以て押通さんとした。殊に彼の書翰に對して日本政府が文書によらずして下田奉行の口頭で之に對へた事、更に下田に於けるハリスに對する待遇が全く幽閉同様の取扱をなした事に就いて憤然抗辯して居り、"I am determined to

take firm ground with the Japanese. I will cordially meet any real offers of amity, but words will not do. They are the greatest liars on earth." 云々極言してゐる。更に十一月十三日左の如き老中宛書翰を提出した。

吾れ下田の鎮臺より承りしには鎮臺貴下の告述を受けたるに
より十二月二十五日の吾が書翰に付吾に口答を爲す積りの趣
なり。斯の如き取計ひを爲して以て合衆國のプレシデント、
又た是に代りて事を執る我を少しく賤めんと欲せし也とは吾
れ思はざれども、合衆國のプレシデントに拘る書翰に第三等
の人の口答を受けるは恐らく甚だ不都合の事と考へらるべし
此無禮は意ありて成したるにはあらず、唯此事を知らざるよ
り出しなり。知らずして陥りたる此迷を貴下早く復すべし。
日本は目今大災に臨めり。此災を防ぐに安全にして崇き法を
吾れ貴下に告げん。是は日本國の面目を助くるのみならず、
兼て大に國の幸を致すべし。此法を以て一二の益を得るには
少しも時を失すべからず。現今すら既におそし。然れども速
かに取計らふ時は貴下未だ時を失せざるべし。此故に吾が江
戸に行く事に付延引なく處置せしむる事を吾れ貴下に迫る
なり。(大意)

とてその辭婉曲にして割切を極め、勸誘と恐嚇とを併せ

用ひて目的を遂げんと圖つてゐるのである。^⑧

其後幕府は下田奉行を更迭してまで出府拒絶に盡力せしめ、其の要求する諸件に付、世に謂ふ下田條約安政四年五月調印まで許容したのであるが、遂にハリスの強請を押へ得ず安政四年八月四日正式にその出府を許諾した。下田入港以來實に十二ヶ月振りに漸く江戸出府の件が解決した。この一ヶ年間にハリスの感情を害した事は蓋し想像以上に大きいものがあつた。

猶この間にあつて尖鋭化するハリスの感情を和け、以て日米兩國間の圓滿なる外交交渉に資する目的をもつてきちと云ふ藝子を召使としてハリスに提供した由の風説が「嘉永明治年間録」に、

亞人下田に滞留中ハリス儀當月より同所坂下町きちと申す藝子一ヶ年給金百二十兩の仕切にて當金二十五兩にて召抱へ姉崎村へきち休息所出來罷在毎夜玉泉寺へ通ひ候由。ヒウスケン儀は同所彌治川町ふじと申す賣女一ヶ年給金九十兩に仕切當金二十兩にて召抱へ、是又毎夜玉泉寺へ通ひ候由。

と記載せられてゐる。これ果して幾許の効果ありしか誠に疑はしき次第である。かゝる件に關しては嘗つて安政

元年八月下田奉行伊澤美作守、同都筑駿河守から老中宛伺書を提出し、下田に於ける米國人休息所へ特別に賣女を出張せしめ、女色によつて彼等の感情を和らげる様仕りたしと上申して居る。^⑨

この上申に對して海防掛勘定奉行、同大目付等有司の連中は之を許容して然るべしと答申して居るが、獨り閣老阿部正弘は之に反對して、却つて下田町内に淫靡之風を増長せしめるのみならず、「賣女をも委ね彼之氣先を挫候方との事に候得共少々之氣先ならば賣女にて挫げも可申なれ共大箇條に至りては決して賣女も用立申間敷、殊に一時其節限りの事に候得ば少々面倒なる義にても其節婦人を以て其心を蕩かし彼十分之望を六七分にて爲濟候様之事も出來可申なれども、毎日々々之義にては彼一旦婦人に性根を被奪此方之注文通に相成候ても跡にて是はと後悔再度彼是可申出、今日承諾之事を明日違變酒に酔候者酔中之義は醒候ては間遠と相替候類にて、折角苦心致し婦女差出候ても翌日手戻り候ては何之詮も無之候。」とてその效果無かるべきを強く主張してゐる。^⑩これ等の

文書を熟讀すれば、安政年代の所謂黒船神經のうづついてゐる空氣がまざり感ぜられるのである。

猶ハリスの來朝と前後して、和蘭甲比丹クルチウスが追加條約締結の要求をなしたる場合に、英國の香港總督ボーリングの對日要求に關して日本政府に忠告した事は幕府の諸有司をして痛切なる考慮を拂はしめ、彼等の中には我より進んで通商を開始するに如かずとさへ唱へる者すらあつた。翌安政四年二月クルチウスは再度海外の形勢を告げて日本の注意を喚起してゐる。即ち前年九月廣東に於てアロー號事件が発生し、英艦隊は廣東港に攻撃を加へて砲臺を占領した始末を述べて、「此事能々御勘考有之候ハ、外國御處置のためニハ至極の龜鑑と可相成候、」とて前車の誠事たる強調し、尙語をついで曰く、

今一事申上候は外國人へ御達相成候御文書類體裁之事に候。元來歐羅巴人の説にも御國人は恰柄にて禮節正しく外國人御取扱も御行届東方第一之國と稱し居、唐國杯の一樣には論じ不申、然る處御文書には御奉行御名氏或は御官名等必御記可有之處も無其儀、且何事も臣下へ對し候様之御辭命多く、和蘭人は從來之事故致て彼是は不申上候得共御國風不案内の外

國人は毎々不平に存候。篤と御勘考有之度候。

當今五大州中過半歐羅巴風儀に罷在候故右風儀に被押移候は、時勢御承知可被成候事と外國人も存可申、若始終御國風御守被成候而は唐國同様之風習と沙汰いたし可申候。(下略)

とて繰々數千言を費して日本の覺醒を切望し、世界の大勢に順應してその對外態度を一變するにあらざれば、清國の覆轍を踏むの危険ある事を忠告してゐる。

他方下田に於てはハリスが通商許諾と江戸出府を強硬に要求して居り、ボーリングの日本に對する要求態度等に就いては再三米蘭二國から聞いてゐた際であつたのでこのアロー號事件に關する情報は強く幕閣諸有司を刺戟して、鎖國孤立の到底維持出來難きを覺らしめ、進んで諸外國と交りを結び、その學藝文物を我に入れざるべからざるの次第を知らしめたのである。されば同年二月末の評定所一座、海防掛、長崎・下田・箱館三奉行に對する老中達に、「兎角仕來ニ拘泥致し瑣末之儀迄事六ヶ數差拒、追年外夷之怒を醸し候は無算之至リニ而、萬々一砲聲一響候ハ、最早御取戻しも難相成候間外國人緩優之御取扱、文書之往復應接之禮節等都而外國人ども信服致

し候様眞實之御處置ニ無之候而は難相叶時勢ニ有之候。」とあるのを見ても幕閣要人等の心境の變化を察知し得るのである^⑧。

かくて長崎に於てクルチウスと條約談判中、露使ブーチャチンが三度來朝して通商條約締結を迫るに及んで、ブーチャチンを制する必要上急いで長崎追加條約に調印を了した。安政四年八月二十九日の事であつた。これは勿論安政二年の日蘭和親條約の追加であるが、その内容に於ては長崎箱館兩港を通商貿易のために開き^(第二條)、噸税及び輸入税^(第二、三、六條)、貨弊の引換^(第十條)、輸出入禁制品^(第十三、十四、十五、十六、十七條)の規定等から蘭人信教の自由^(第十三條)、貿易額の制限解除、その他多年の習慣であつた献上物を停止し、蘭人が妻子を携へて開港場に來るを許し、踏繪廢止の斷行等^(添書及び別紙書付)事實上全く通商條約に外ならぬものであつた。つゞいて締結せられた日露追加條約も同様の通商條約であつて、何れも後年天下の輿論を沸騰せしめた日米假通商條約に先んずるものであつた。^⑨

註

- ① 中根雪江、昨夢紀事第四卷。水戸藩史料上編乾、七三三—七三五頁。
- ② M. E. Cosenza:—The Complete Journal of Townsend Harris, N. Y. 1930, pp. 209-226. T. Wada:—American Foreign Policy Towards Japan during the Nineteenth Century. Tokyo 1928, pp. 190-191. F. L. Hawks:—Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan, performed in the Years 1852, 1853 and 1854. Washington 1856. Vol. I, p. 379. 外務省編、締盟各國條約彙纂(明治十七年刊)七三九頁。
- ③ 幕末外國關係文書之十四、五二〇—五三二頁。
- ④ Complete Journal of T. Harris, p. 196. T. Wada:—op. cit. p. 193.
- ⑤ 幕末外國關係文書之十五、九二—九五頁。水戸藩史料、上編乾七七九—七八一頁。海舟全集第一卷一五三—一五四頁 Complete Journal of T. Harris, p. 247.
- ⑥ 幕末外國關係文書之十五、二〇九—二二二頁。
- ⑦ 水戸藩史料乾七八—七八二頁。
- ⑧ J. H. Gubbins:—The Progress of Japan 1853-1871. Oxford 1911, p. 69.
- ⑨ 幕末外國關係文書之十五、三二四—三二〇頁。 Complete Journal of T. Harris, pp. 296-300.

- ⑩ 吉野眞保、嘉永明治年間録卷六上。
- ⑪ 幕末外國關係文書之七、四七四—四七七頁。
- ⑫ 幕末外國關係文書之七、六四六—六五三頁。
- 開國起源、海舟全集第二卷二七二—二七四頁
- ⑬ 幕末外國關係文書之十五、一一八—一一九頁。
- 開國起源、海舟全集第二卷三〇四—三〇六頁
- ⑭ 幕末外國關係文書之十五、五〇〇—五一四頁。
- 溫恭院殿御實紀、安政四年二月五日之條。
- 嘉永明治年間録卷六上。
- ⑮ 幕末外國關係文書之十五、五六六—五六八頁。
- 溫恭院殿御實紀、安政四、二、二四。嘉永明治年間録卷六上。
- ⑯ 締盟各國條約彙纂、五一五—五二九、五九三—六〇六頁。
- 開國起源、海舟全集第一卷五〇〇—五〇四、五八—五二六頁。
- 井野邊茂雄、幕末史概説一二七—一二九頁。

二

ハリスの江戸入府並びに之に伴ふ日米假通商條約の調印問題は幕末外交史上に一時期を劃するものであり、外交に關して國論の沸騰を見るに至つたのも、この頃から特に旺なるものがあつた。

幕府がハリスの入府登城を許可した事に就いては、齊昭、慶永等が先づ第一に反對したが、更に溜間詰諸大名迄連署建議して彼の出府を止めんことを建白した程である。③之に關して齊昭が竊に京師に建白したといふ上奏文が、「開國起源」、「嘉永明治年間録」に掲載せられてゐる。それを通覽すると、ハリス下田入港以來驕傲無禮の態度を以て幕吏を脅迫して以て入府の要求を遂げ、偕て漸を以て神國に對する慾望を満さんと圖り、第一に交易を始め、その中に兵端を開いてその國を覆すの計策をめぐらす心底である。一方幕吏は一時の危難を避けんがために蘭學者流の説を採用して彼の文明に心酔し、且戰の利なきを説いて和親を唱へるものである。されど國の大小によつてその強弱を云々し得るものではなく、本邦古來勇武の國風にて廟論一決せば舉國憤發すべく、何卒朝廷より嚴重に關東へ仰遣はされ度、さすれば弊藩初め天下有志の大小名奮發努力致すべし。身不肖なりといへども天下有志の士に代りて言上仕るに付御英察奉願候といふのが大體の内容である。これは齊昭の密奏といふのは誤傳

であつて、事實は水戸藩士豊田小太郎が青蓮院宮に奉つた建白書であつたが、それが後に種々誤つて世上に流布し、齊昭が色々の疑惑をかけられる原因の一となつたものである。^⑤

かゝる群議喧囂の間にハリスが江戸に入府したのは来朝以來實に十七ヶ月振りであつた。一行三百餘名の行列は天城連山を越えて伊豆半島を縦斷し、三島から箱根、小田原を経て東海道を東上した。交通頻繁と稱せられてゐた小田原、藤澤間で僅かに十餘人の旅行者に遭遇したのみで、沿道各町村の商店は飲食店以外は全部閉戸し、戸外には多數の群集が無言のまゝ靜かに見送つてゐた。又江戸品川間の沿道光景をハリスが手録して次の様についてゐる。

Every cross-street had its stockade closed to prevent too great a crowd; and, as I looked up and down those streets, they seemed a solid mass of men and women. The most perfect order was maintained from Shinagawa to my lodgings, — a distance of over seven miles. Not a shout or a cry was heard. The silence of such a vast multitude had some-

thing appalling in it. Lord Byron called a silent woman sleeping thunder.

薄氣味悪い程靜まりかへつてゐた群集の肅寂たる光景がまざ／＼と眼前に浮ぶが如くである。^⑥これ等の事情について、ハリス入府に先んじて市中へ通達せられた町觸とか、市中取締懸名主に對する町奉行達書の類を見ればさこそと思はれるのである。以下その中の興味ある箇條を列記してみる。

一、往來人之儀は平常之通り通行爲致候得共立止り見物致候儀は勿論惣而不作法之儀不致通行妨け不相成やう可致候
一、町々棧敷等を掛け他之もの相招事々敷見物致倒候可爲無用候

一、二階物ほし火之見杯へ登り見物致候儀堅く不相成候

一、通行之節指さし高笑等致間敷都而不行儀之義無之様可致候

一、乞食非人之類通行道筋へ差出し申間敷候

一、町屋商ひ物之儀は平常之通差出し置往還へ出張り候分者取入可申候但鎗長刀刀劍甲冑其外武器之類は取入見世先へ差置

申間敷候

一、書物類 一、地圖類

右之分は見世先へ差置置候儀差留可申候

一、湯屋

右者渡世相止候に者不及候得共通行之節入湯人素肌に而二階
又は見世先等へ差出候儀堅爲致申間敷候

一、看市場 一、千菜市場

右は差留候儀に者無之候得共通行之節混雜不致様町役人共厚
く世話致し可申候

以上の如く、武器、書籍、地圖等我國情を知悉せらるゝ、
心配あるものを店頭に陳列する事を禁じて居る點など注
目に値し、更に當時の江戸町風俗の一端が窺知せらるゝ
のである。かくて宿舎に充てられた九段下の蕃書調所
に入つたのが安政四年十月十四日で、下田出發以來八日を
要してゐる。

ハリスの登城並びに將軍謁見の有様は如何であつた
か。「ハリス日記」、「幕末外國關係文書」、「開國起源」、
「嘉永明治年間録」、「溫恭院殿御實記」等に収録せられた
史料に就いて綜合して見れば、大體次の様な次第であつ
た。

ハリスは金繡を以て飾つた大禮服の正装をなし、通譯
ヒューズケンは海軍服を着して大統領の書翰を携へて之
に従つた。殿中に於ては靴を草履に替へさせた上、椅子

を使用せしめた。將軍家定は大廣間上段に疊七重を錦布
を以て包み、且つ四角を紅色の大總で飾つた席を設けて
その上に着座した。椅子に對して低く成ら 將軍の裝束は立
鳥帽子に小直垂で、幕吏及び諸大名は直垂、狩衣等であ
つた。ハリスは諸大名列座の前を通過して將軍の前に立
ち最敬禮をなしたる後言上して曰く、

In presenting my letters of credence from the President
of the United States, I am directed to express to Your
Majesty the sincere wishes of the President for your
health and happiness and for the prosperity of your do-
minions. I consider it a great honor that I have been
selected to fill the high and important place of Plenipo-
tentiary of the United States at the Court of Your Majes-
ty; and, as my earnest wishes are to unite the two countries
more closely in the ties of enduring friendship, my constant
exertions shall be directed to the attainment of that happy
end.

やゝあつて將軍左を顧みること數回、

遠境之處以使節書簡差越口上之趣を満足候猶幾久敷可申通此
段大統領へ宜可申述

と答へた。次いでヒューズケンの携ふる國書をハリスが

蓋を開いて老中堀田備中守正陸に示し、再び蓋を覆ふて正陸に手渡すと將軍は之を見て默禮し、これで儀式を終つた。

儀式が終つてから柳之間で料理を賜り、次いで大廣間二之間に於て拜領物として時服、白羽二重、白綸子、紅紗綾等を賜つた。但し料理はハリス及びヒュースケン兩人にて勝手に食すべしと達せられたが、ハリスは御三家或は老中との對食ならば賜るも、然らざれば之を辭退すると述べたので膳部のまゝ、蕃書調所へ送られた。

ハリスの手録する所によると將軍の着服を始め殿中の柱の裝飾等甚だ簡素で、西洋のそれの如く黄金や寶石類を使用したものとはなかつたといつてゐる。之を要するに米使に椅子を供した外は在來の本邦の儀禮に則つたものであつて、外國人が我國獨自の風俗習慣儀禮等に對して如何なる關心を以て之を眺むるかといつた心遣ひ等は殆んどなかつたものの如くである。

數日の後ハリスは堀田閣老と面接し、所謂日本の危機に關する重大事件に就いて詳細説明した。即ち先づ米國

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

の大平洋に於ける發展を始め、英露諸國の海外政策等世界の新形勢を説き、阿片戰爭、アロー號事件の轍を踏まざるためには、米國と先づ通商條約を締結せば諸國之に倣ふべく、且つ交易通商の國家に利多きを力説して日本の積極的外國交易を切望した。當日の正陸の態度を中根雪江がその手録に、「備中殿はいたく辟易せられ、啞に掌の黄蘗とやいへらん如く目瞬き大息せらるゝ迄にて差定て申さる事は一もなく、又彼は事熟れたる様にて憚る處なく、種々に論らひたり。備中殿は折々に夫は其筋の懸りの者へと譲り聞へられ、或は宜しからん様に頼み聞ゆるなど言はるゝ有様、傍なる海防懸りの人々は冷汗を流して聞居たる事にて、ハリスが思はん所も恥しき限りなりけりとぞ。」と批評して居るのは、反堀田側の記録として多分に考慮の餘地があるものであらう。この日のハリスの忠告内容は既にクルチウスから屢々陳述せられた所であり、交易通商の如きも既に蘭露兩國とは不完全ながらも通商條約と認むべきものを締結して居り、ハリスとの會見によつて閣老諸有司の對外識見に大なる變化を

生ぜしめたとも思はれぬのである。井野邊茂雄博士の指摘して居られる様に、世上往々正陸等がハリスの説を聞いて始めて通商許容論に變つたと考へる者があるのはまことに誤解と言はねばならぬ。通商條約締結に對する幕府の根本的方針は、ハリス登城前に決定してゐたのである。

ハリス登城の件に就いて民間では物論蓋々として之を非難する者が多く、痛憤の極直接行動に出でんとする慷慨の士も現はれて來た。水戸の郷士堀江芳之助、蓮田東藏及び同浪人信田仁十郎の三名はハリスを登城の途に狙撃せんと謀り、潜に水戸を發して入府したとの風評があつたので、水戸藩では直ちに江戸邸に急報してその踪跡を探索の上之を諭して自首せしめたので、幕府は之を江戸傳馬町の獄に拘禁したが、堀江芳之助の如きは安政戊午の大獄當時まで獄中に在つて、吉田松陰等と密交したと傳へられてゐる。

開國論者として夙にその名を知られてゐた佐久間象山亦之を傳へ聞いて、幕吏の意氣地なき態度に慨然として

詩を賦して曰く、

忽傳虜使入都城 幽憤無那淚涕生

長策高萊久理沒 異言朝市尚縱橫

小童十歲統戎教 新學三年操海兵

虎狼野心非一日 將迎憤莫示吾情

蓋し象山年來の主張である積極的開國策の採用せられざる結果が米使の驕慢に屈せざるの已むなきに至りたる次第を痛憤せるものである。

夙に尊王攘夷論を唱へてゐた梁川星巖を始め、梅田源二郎雲、頼三樹三郎はこの時何れも幕閣の處置に反對して種々劃策し、後年安政之大獄をひき起す素因も亦ここに芽してゐた。

同じく安政戊午之獄に斃れた越前藩士橋本左内の意見は之等と稍々異り、ハリス、ヒュースケン只兩人のみで萬里の波濤を涉ぎて江戸まで罷り出て來た氣象に感服し徒らに彼等を夷視するは何等の迂人俗客か共に語るべからざる者である。宜しく公然萬國と通商して我國風の尊至を彼に知らしめ、仁義之道、忠孝之教は我より之を開き、器械之工、藝術之精は彼より之を採用すべく、その

ためには廟堂に一大英主があつて之に當るべきであるといふのである。更に同年十一月末村田己三郎に宛てた書翰中にも之に就いて論じ、當時の内外交政局下に於ける國本確立の方策を將軍繼嗣及び外交處置の決定となし、その中外交問題に關しては次の如く主張してゐる。即ち五大洲を同盟國となして盟主たるべき國は英露二國の中の何れかにあるべく、而して英國は慄悍貪慾、露國は沈鷲嚴整なれば何れその中には人望は露國に歸すべく、且日本は逆も獨立は叶ひ難き國なれば今の中に露國と同盟すべきである。その故は彼は信厚き國且つ隣境國で唇齒の關係にあつて、我より進んで彼に従はゞ彼は我を徳とすべく、さすれば英國は怒つて兵を發するであらうが、これ我が思ふ壺にはまる譯であつて、獨力で西洋同盟國に對抗し得ないのであるから、露國と結んで之に當る時は敗るゝとも全滅に陥らず、是實に我が弱を轉じて強となし、列強諸國の仲間入りをなす方途であるといふのである。蓋し幕末に於ける日露同盟論としては傾聴に値するものであらう。

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

當時諸大名中にも漸く幕政容喙の傾向が現はれ、從來外様大名として幕政參與の機會の無かつた大廣間詰諸侯の如きですら、

墨吏登城拜禮且捧翰の儀は誠に重大の御事柄に付外國諸州に至る迄相繼候義に候得者御返答の御趣意は被仰出候以前に拜承仕居度奉存候左候得者心得にも相成候間何卒右等の儀は厚御含置被成下度奉存候

とて豫め内議參與を要求してゐる。かゝる傾向を促したものは勿論ペリー渡來以後の幕府の方針そのものにもよるが、又一面は時勢の變化の然らしめる所であつた。

偕て幕府は合衆國大統領書翰の譯文並びにハリスの陳述筆記を諸大名に公示して各自の意見を徴した。その達書に我國も既に開國せる上は古來の制度にのみ泥むべからず、非常之功は非常之時にあらすしては成り難く、中興之大業を立て國威を伸張する機會はこの時を外しては又となき次第である。國內人心の不和を考慮して米使の要求は精々取縮める積りである。されど今般の處置は國家治亂の境なれば各自心付之儀申出づべしと添書してゐる

る。之を見れば諸侯の意見を徴して然る後對外方針を決定するといふのではなく、幕府は既に一大決意を以て通商條約を締結せんとしてゐる肚意が充分窺はれるのである。したがつて暗に諸大名の建白をして幕策に同じからしめんとしてゐるのである。

さて提出せられた多數の意見書中齊昭のそれは例によつて痛烈極るものであつた。以下その大意を摘記する。

洋夷をして江戸に商館を建てしむるは不可。何となれば將軍へ直接談判を開始するに至る恐れ有り。

齊昭自ら將軍代理として渡米の上商館建設拒絶の談判に當らん。但し浪人百姓町人の二三男囚人等三四百人引率すべし。

齊昭蝦夷地開拓の任に當らん。

幕府より齊昭へ百萬兩を賜り大艦大砲を製造し自ら出帆すべし。但し製艦所は大坂。交易は國を奪ふの謀計にて國益なし。夷狄を江戸に差置くは征夷の名目に反す。これよりして全國諸侯公邊を輕蔑するに至らん。

これは齊昭個人の考へで自ら執筆して提出したもので、家老等大いに憂慮して密かに堀田閣老に乞ふて之を取戻したといふ。

其他の諸大名に至つては幕意既に通商許容にある事が

明らかであるので、強ひてハリスの要求を拒絶すべしと上申したものは僅かに仙臺、鳥取、川越、出羽(佐)、津山の五藩にすぎなかつた。許容すべしと上申した諸藩も多くは消極的立場から不得已御許容相成度とか、存寄も無之とかいつた種類のものが大多數であつて、誠心熱慮の上建白したと思はれるものは極めて少數であつた。これは勿論前述の如く幕府の態度が眞に諸侯の意を聴くといふ心構へでなく、むしろ諸大名の總意をして幕策を根據附ける事に利用しようといふ事情によることはいふまでもない事であらう。次に之等通商許容論中積極的見地から立論したと見られるもの二三を列記してみる。

嘗つてペリー渡來當時激越極まる主戰論を高唱した越前藩主松平慶永は、此度は反對に我より進んで交易をなし、富國強兵の策を立て、近傍の小國を兼併し、公使駐劄を許し、阿片戰爭一件前車の鑿誠として英露兩國には大いに警戒をなし、賢明の仁を將軍の繼嗣に立て、人材を登用し、兵制を改革し、學校を興し、大小名の疲弊を救ひ、四民の業を勵まして内政一新をなし、天意奉伺の

上、如上の諸政策を鋭意實行すれば、弱きを轉じて強きとなすこと全く今日の機會を外して又他に無しと建言した。^⑧これ前文に引用したる橋本左内の書翰中に、「御上書も十が九は御自身様にて被遊候ことにて、當日迄には凡四五度も御草稿相替り色々御推敲御座候故、御當日に到り小拙聊御添削申上今般之運に相成候。」と述べてゐる所によつてその間の事情を窺知し得るのである。^⑩

慶永と親交のあつた阿波藩主蜂須賀齊裕の建白は大體に於て越前藩のそれと同様であつて、禁裡へ上奏して勅許を得、ハリスの要求を容れて通商を許すと共に、内に於ては大いに弊政一新武備充實を圖られたしといふのであつた。

柳河藩主立花鑑寛の上申は、世界の新形勢に順應して積極的に諸外國と交易をなし、國內に於ては日本開闢以來未曾有之大英巨豪之御改革、大河の石に激するが如く百雷の耳に轟くが如く巍々斷然と被爲思召立、四境之外まで震動仕候程に被仰立、大和神武之御國威を發揮せしめられ度、且交易の本源は産物にあれば國産増進を第一

の急務として一刻も早くその法を講じ、且つ天下の大事なれば天下の人々と共に謀るの要あり、當今有名の藩主藩臣隠立を精選の上召出さるべしといふのである。^⑧

嘗つて嘉永六年井伊直弼と相並んで代表的開國論を提唱した筑前藩主黒田齊溥の建白は今回も亦同様甚だ積極的のものであつた。即ち米國の要求を許容し、答禮使節として外交に長ずる者二人をワシントンへ派遣せられ度し。その適任者は永井尙志、岩瀬忠震の兩人である。英國は阿片戦争の例もあり、好戰國なれば御油斷なき事を要す。外國人を夷狄と罵り、異人は犬猫同様に考ふるは皇國の一大弊風である。されば外國公使江戸駐割ともならば充分工夫すべきである。而してこの建白書は家老、嫡子にも相談せず全く自分一人の考へであるから極秘に願度、御一覽の後は御火中奉願候と附言してゐる。^⑩

以上列記したものに就いて考へて見るに、外國に強ひられて已むなく許すといふのでなく、我より進んで積極的に交易を開くべしといふ點と、對外政策上對內的には弊政一新國威隆昌の大本を確立すべしといふ點は何れに

も共通するものであつて注目すべき點である。

他方幕吏とハリスとの通商條約議定の交渉は十數次の會見によつて漸く進捗し、條約草案の略々成るに及んで十二月末諸大名に登城を命じ、堀田閣老から近く通商條約を議定すべきを告げ、心附きの點は意見を開陳せられたしと述べた。代つて海防掛岩瀬忠震がその顛末條理を細述し、諸侯の質問に一々答辯したのであるが、滔々懸河の如き岩瀬の才辯には聴くもの皆服して一辭を返し得る者も無かつた由である。

この日川路聖謨、永井尚志の兩名は堀田閣老の命を含んで小石川の水戸藩邸を訪問し、開港條約に關して齊昭父子の意見を叩いた。その際齊昭は絶對反對であつて、「元來備中守不埒千萬也先達も存寄あらば、申せとの事なれば、寡人のおもふ處を申聞せたるに會得し兼るのみならず、備中も伊賀もグズ／＼と申せし由以の外の事なるぞ、備中伊賀は腹を切らせ、ハリスは首を刎て然るべし。」切つて仕廻へと非常な不機嫌であつて流石の聖謨も施す術なく、今後の處置については異存なきやと問へ

ば、齊昭は此方の知らぬこと、勝手にすべしと答へたので、老練なる聖謨は今後の處置に異議なきものと解釋して退出したと、「昨夢紀事」に平岡園四郎及び安島彌次郎の談話として記載してゐる。そして一般の成書も多く之を傳へてゐる。

然るに一方「水戸藩史料」に引用してゐる齊昭の謀臣茅根泰の筆記には、「詰り今と相成候ては致方無之閣老中評議を盡し台慮もケ様と有之上は外ニ存意無之旨御答相成候。」と記してある。

右二書の記事は全く相反する史實として當日の會見模様を傳へてゐるが、永井尚志の後年の手記を見ると、書取方によつては兩者何れとも解釋せらるべしとなして、不得已時勢之形情申上候處甚敷御不滿之御様子にて申上候廉は御答無之、只管東照公之御英武を御贊稱、此度閣老取計之手緩きを御謹責被成、御存意之有無は御確答無之故左衛門尉聖より以後の御處置に付思召有無之儀伺候處、最早只今に至りては此方之知らざる事と被仰候を伺ひ退き申候。夫より御次に御掛合頂戴致し居候節突然其席へ御出に相成、別段御激論も無之御自身にて兩人に御酒飯御勧め被下候ひし。前文之如く御確答無之故閣老より一橋公へ御依頼申上、同公より

老公へ猶被仰上候處御不滿ながら御納得相成候よしに承及居申候。

と記してゐる。蓋し真相に近からんと察せらるゝのであつて、前記の「昨夢紀事」並びに茅根泰の筆記共に兩極端を強調したものと考へらるゝのである。

註

- ① 昨夢紀事第六卷。嘉永明治年間録六上。水戸藩史料上編乾八〇二一八一三頁。
- ② 開國起源、海舟全集第二卷三一四—三一七頁。水戸藩史料上編坤二七—四〇頁。昨夢紀事第八卷。嘉永明治年間録卷六上。福地源一郎、幕府衰亡論六九頁。
- ③ Complete Journal of Townsend Harris. pp. 424, 440.
- ④ 幕末外國關係文書之十八、二四—二七頁。
- ⑤ Complete Journal of Townsend Harris. pp. 468-481. 幕末外國關係文書之十八、七二—九五頁。
- ⑥ 嘉永明治年間録卷六上。溫恭院殿御實紀安政四、一〇、二一。開國起源、海舟全集第一卷一九四—一九七頁。
- ⑦ 溫恭院殿御實紀安政四、一〇、二六。幕末外國關係文書之十八、一〇四—一二五頁。昨夢紀事第七卷。Complete Journal of Townsend Harris. pp. 484-487.
- ⑧ 井野邊茂雄、幕末史概説一三〇—一三一頁。
- ⑨ 水戸藩史料上編乾八二六—八二七頁。

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

嘉永明治年間録卷六下。

⑤ 信濃教育會編、象山全集卷四、六〇八—六〇九頁。

⑥ 修補殉難錄稿卷之一、卷之四。

⑦ 景岳會編、橋本左内全集二三九—二四七頁。

⑧ 橋本左内全集二九九—三〇三頁。

⑨ 文部省維新史料編纂事務局、維新史料聚芳、坤三。昨夢紀事第七卷。

⑩ 溫恭院殿御實紀、安政四、一二、一五。幕末外國關係文書之十八、三五六—三五八頁。六〇六—六一一頁。

⑪ 開國起源、海舟全集第二卷三一八—三一九頁。

⑫ 嘉永明治年間録卷六下。

⑬ 幕末外國關係文書之十八、三六〇—三六八頁。

⑭ 水戸藩史料上編乾八一八—八二六頁。

⑮ 昨夢紀事第七卷

⑯ 幕末外國關係文書之十八、四四四—四四七頁。

⑰ 橋本左内全集三〇〇頁。昨夢紀事第七卷。

⑱ 幕末外國關係文書之十八、四三三—四三五頁。

⑲ 昨夢紀事第七卷

⑳ 幕末外國關係文書之十八、四一五—四一九頁。

㉑ 幕末外國關係文書之十八、補遺一一七頁。

㉒ 昨夢紀事第七卷。櫻木章、側面觀幕末史二〇四頁。

㉓ 昨夢紀事第八卷。

㉔ 水戸藩史料上編乾八三五—八四〇頁。

三

斯くて安政五年^{一八}正月に至つて日米通商條約十四箇條、貿易章程七則を議定した。實に日本が諸外國と締結した名實俱に備はれる通商條約の最初のものであつた。

しかもその條約調印に關して京師の勅許を仰ぐといふ問題が今後豫想外に紛糾を見ることとなり、幕末外交史上に多彩なる變轉を生ぜしめるに至つたのである。

抑々内外の政治に關し幕府が勅許を仰ぐといふ事は幕初以來嘗つて無かつた事であつて、從來は如何なる國家的重大問題であつても幕府が獨斷決行したのであつた。

ペリー渡來の節開國の議を決した際にも、形式的には京師に上奏したけれども、しかもそれは勅許を得て效力を發生せしむるが如き性質のものではなく、阿部閣老の腹心筒井政憲の如きは米國に對する回答延期の辭柄として或は開國反對論者を抑壓する方便として京師奏聞てふ事を利用せんとしてかゝる議を立て、ゐる程である。されば下田開港の已むを得ざる事情を幕府が陳述せるに對しても、朝廷よりは關白鷹司政通を以て勅旨を傳宣せら

れ、不容易事情追々折合候段千萬御苦勞之御儀と被思召候。猶此上之御取扱振は御國體に不拘様御頼思召候。

右之趣大樹公へ宣可申上旨被仰出候。」とあつた程である。^①

而してペリー渡來當時から一部の有識者中には、國家の休戚に關する重大事件はよろしく朝廷に奏聞の上之を決すべく、幕府專斷で之をなすべきにあらずといふ思想があつたのであるが、ハリス入府以來通商條約締結に關して愈々かゝる考方が一般的となつて來た。當時諸大名の意見書中にも窺慮を伺ふべしと建白したものは、徳川慶恕^尾、伊達慶邦^{仙臺}、蜂須賀齊裕^{徳島}、松平慶永^{前越}、池田慶徳^{取島}等の數人に及んでゐる。かゝる考方は幕府内部にもあつた事はハリス入府後間もなく提出せられた評定所一座並びに海防掛等の上申書中に同様の趣旨が陳べられてゐる事によつて知られるのである。蓋し幕府自らも亦一般の思想に感化せしめられた結果に外ならぬ次第である。^②

されば幕府がハリスと通商條約に關する交渉を開始せ

んとするや、其事情を奏上のため儒役林大學頭輝、目付津田半三郎正路に上京を命じてゐる。然るに京師に於ては既に兩人入洛に先んじて、「當時之皇居古代とも御相違誠に御手薄之御事に候得は甚御不安心に被思召候畿内及皇都近國は被相除吳々も不拘國體四民様ことの寂慮に候。」との御沙汰を京都所司代本多忠民に下されてゐる。しかしながらこれは通商條約其物についての是非の論ではなく、唯京師附近に開港場を設置することの拒否であつたことは、今後朝廷に於ける對外論の推移硬化を見る上に留意すべき點である。³⁹

偕て林大學頭等兩人入洛の上、ペリー渡來の發端よりハリスの來朝始末並びに交渉の顛末、更に今日の海外形勢が鎖國の舊制維持の不可能である點を、阿片戰爭等の事例によつて説明して朝廷の諒解を求めた。間もなく堀田閣老が條約勅許を奏請のため上洛すると、報が京師に達した。斯くの如く幕府が外交問題に就いて朝廷の諒解を求め、更に進んでは勅許すら仰がんとするが如き態度に出づるに至るや、朝廷亦その取捨命令權が自己の掌中

に在る事を漸く自覺し、遂には幕府の内外施政の方針そのものに對して徹底的に之を批判せざれば已まざるの態度を示すに至つた。正陸上京後の朝幕交渉が豫想外に困難を極めるに至つたのも亦當然の結果であるといはねばならぬ。幕權を左右すべき何等の武力も財力もなき朝廷が、今後幕末外交舞臺に漸く大きな役割を演ずるに至つて來るのである。實に恐るべきは時勢の變化である。⁴⁰

安政五年正月八日幕府は閣老堀田備中守正陸に外交事情奏聞の爲め上洛を命じ、川路聖謨及び岩瀬忠震を隨行せしめた。之に先んじて同月四日幕吏はハリスを訪ふて條約調印に就いて朝允を奏請するの事情を告げ、且つ六十日以内に條約調印を履行すべき事を約する覺書を手交した。この時ハリスが朝廷の拒否あらば如何にと質問したのに對し、朝廷より如何なる反對あるも受理せざる旨決然と答へたので、然らばかゝる勅許の形式を何故に必要とするかと再び質問したのに對して、單に儀禮を尊重するのみと答へた事は留意すべき點である。この點から考へると當時幕府要人の胸中には萬一にも朝允不許の事

などとはあり得ざるものとの見解があつたものゝ如くである。正陸は上京に際して、往復一句を費さば歸府出來ようと人に語つたと傳へられてゐる程である。

正陸上洛の報道が京師に傳はるや、主上に於かせられては外交處置に關する廷臣の意見を徵せられ、更に御軫念の餘り正月十七日には畏くも宸翰を關白九條尙忠に賜り、堀田閣老の入京に當つて黃白のために機宜を誤る勿らん事を諭し給ふた。この際三公以下諸卿の建白する所は通商拒絕論尠からず、且つ國家の大事で國內人心の折合が第一であるから、列侯群官の衆議を徵せしめて國論定決の後に聖斷あるべしといふ議が多數であつた。

猶正陸入洛に先んじ、齊昭は前關白鷹司政通に書翰を送つて、今日の形勢俄に拒絕打拂の斷に出づること能はず、しばらく國防の整備を待つの外なき旨を告げ、且つ更に大阪城代土屋寅直に對して公武融和に盡力せんことを求めた。蓋し齊昭の胸中には、幕議既に開港に決せるものを朝廷之を拒むが如き事があつては、或は事扞格して公武の破綻を醸すが如きことなきにしもあらざるを憂

慮せるものがあつたがためであらう。

かくて二月上旬正陸入洛するや小御所に於て龍顏を拜したる後、その旅館本能寺に所司代本多忠民、川路、岩瀬兩隨員と俱に、傳奏議奏兩役の諸公を招いて、米使對話書八冊及び演說書を示して開港の已むべからざる所以を詳説して、速に勅許を賜らんことを請ふた。その陳述書によると、萬國の形勢本邦足利氏の末年戰國の情勢に似て、諸國間同盟攻防の關係甚だ複雑を極め、全世界を統一する程の大人物出でざれば當今の和親會盟と戰爭とは止む時あるまじく、即ち今日に於ては和親を結ばざれば戦ひ、戦はざらんと欲せば和親を結ぶの外無く、戰爭もせず和親も結ばず外交を絶ちて獨立昇平を楽しむ國は一國もなき有様である。されば一二國を敵となすことは世界萬國を仇敵となす恐れあり、今日和親の策を以て彼を扱ふは他日宇内を統一する張本基礎と相成る手組となす積りを以て廣く萬國に航し、通商貿易を通じて彼の所長を採り我が不足を補ひ、以て國力充實武備完整をなし漸次に至地球中御威徳に服従する御國勢になし、かくて

世界の害をなす暴國は同盟信義の國を率ゐて征伐を加へ善良孤獨の國を扶けて萬邦の大盟主大皇帝と仰がるゝに至るべきであらうと論じてゐる。更にその後も屢々兩役と會見して、萬邦の形勢往古と異なる點、阿片戰爭の顛末、英米露佛等各國使節來朝の事情、蘭國カピタンの忠告、更に外人の對日觀等まで詳説して極力勸許を請ふた。

この時に當つて長袖中の俊秀と目せられた内大臣三條實萬は議を立て、曰く、君臣一致公武合同してこの非常時に當るべく、そのためには征夷大將軍自ら輕裝上洛の上異國措置の朝議に參すべきである。且非常の事を慮するには賢明の士が主將の位に居るの要あり、徳川懿親中名望器識ある人を撰んで副將軍に任せられ、以て大樹の輔翼として政務に參與せしめらるべきこと誠にこれ急務なりと説いた。蓋し越前藩士橋本左内の入説に動かされた結果であるが、左大臣近衛忠照等亦この議に賛成して専ら周旋した。今大塔宮と謳はれた青蓮院宮尊融親王中川宮朝彦親王は水戸流の主戰論を提唱せられ、權大納言中山忠能亦斷然條約拒絶の建白をなした。太閤鷹司政通は通

商條約の勅許然るべきの説但し兵庫大阪の開港のみは不可然を立てた。之に對して議奏傳奏兩役は勅允不可然の説を執り、關白九條尙忠亦之に左祖したので太閤關白の意見不一致となり朝議區々たるものがあつた。而して在野志士の間には太閤が關東の略を受け云々の説を唱へるものが多かつた。茲に於て主上は畏くも宸翰を九條尙忠及び青蓮院宮、三條實萬等に賜り、

於此場而者墨夷申之儘許容に於ては實以天下之憂患顯然候時者於愚身如何奉對神宮始神明申譯無之哉と進退茲に窮り手之舞足之蹈所を不知悲痛無限候事

若又異人申立之儀何れに可許との願に相成候は、天下之大事於愚身承知難致候間固く許容無之様夫を異人不聞入之時人心居合一和之上は打拂候様と迄於愚身者決心候事

且又堀田備州申出候條於無許容者何れ不快氣何等之儀申出に云お候半哉茂難計と存候乍去天下之一大事に附而者備州一人位何様申候共決而無當惑猶更強意返答可然哉と存候事

是より以下は太閤へ不遺候事

萬一太閤之威穩便之沙汰に成候共常職之儀於愈々無御遠慮急度御きばり無之而者如何と心配候事

太閤此節乍所努萬一入來之節者何れ夷一件及談事候半其時も愚身精々申候積り乍ら予か一言も太閤之一言にけられ是迄毎

度に候事甚以困り候尤於愚身前條之量見故其邊者御舍萬一間
違之沙汰に成候共其邊は御承知頗入候事一部中略
と聖慮の切々たる御苦衷を披歴遊ばされてゐる次第が恐
察せらるゝのである。

猶當時に於ける九重の御動靜に關しては、松平慶永の
密命を受けて京師に在つた橋本左内が江戸藩邸へ送つた
京都事情密告書中に次の様に述べてゐる。

主上御意に政通を父の如く思ひしに存の外也と被仰候由其後
太閤大に失勢候と申事

主上御義は御壯年にも被爲在御英明之御沙汰は伺居候得共内
實は如何と恐多くも疑居候處實に奉驚伏候事共數件御座候過
日は東坊城太閤に恐れ賄賂を取り剩へ乍恐も今度關東の申如
く不被成時は承久の後鳥羽帝の事可恐杯申候處大に御笑叱其
は間違なり彼は武家に歸したる權を御所へ御取返の御趣向今
度は皇國の御一大事故

皇國人心之所歸にて處置致候積依て相考候へは彼は内地にて
公武の争此度は

皇夷の争に候必ず承久度の事無之間安心可申其にても強て其
事を行候は、其時は不足畏と御垂諭被進候よし此御一語の御
德者實に鳳鳴龍吟爲我神州増光候事萬々吾儕一命位は實に不
足惜と奉存候又九條關白頼に有志者と太閤の間に惱被居候を

種々御鞭策御座候よし又傳奏は兎角賄賂に流候を御傳聞候々
御直に御召室一々御叱呵被遊候よし又深夜迄此節は舊記等之
穿鑿被仰付御寢も餘程御遅きに相成候よし即御酒も此節は御
減被遊候よし

應太閤は爲人伶俐通曉圓熟殊に三十年來の執權故望相具

至尊にも御幼稚よりの御依頼にて父の如く師の如く被思召候
よし依て天下を睥睨被致才智威德海内吾右に出る者なしと被
思候よし又先入爲主僻又貪利の御人のよし又平日御血統御自
慢にて

至尊よりも我は良血統なりと閨女に被矜候よし東山の御胤に
らざ又是迄關東へは頼に被媚賄賂御取被成近來許多の蓄財出
る由

關東より此度の事に付

主上へ一萬兩鷹へ一萬兩傳奏へ一萬兩可進旨川路より申出候
よし兩傳は少々受候よし應は事濟迄預置と申候よし
主上は賣國の賊也と御怒被遊候よし下略

以上兩書の記すところを見れば、當時に於ける對外及對
幕御聖慮、政通の廷中に於ける專權橫道振り、幕府の京
師に對する黃金政策等の内情を知悉することが出来る。

斯くて朝議漸く決し、米國通商條約調印の事は人心の
居合國家の重大事なれば、今一應三家以下諸大名の所存

書を提出せしめて徹覽に供すべしとの御沙汰並びに三ヶ條の勅問を達せられた。三ヶ條の勅問とは餘儀なく條約調印の節と雖ども開港場中兵庫は皇居に近ければ除外如何、皇居守衛御手薄に付近國の大諸侯をその任に當らしむべき御思召有之事、數港を開き外國商館を建つること國風に害なきや見込の處如何といふのであつて、これによつて考ふれば當時朝廷に於ける對外關心が如何なる性質のものであつたか、察知せらるゝのである。

幕府は再三朝廷に對して人心居合の點は如何様にも關東にて引受くるに付、時日遷延して英露等との關係紛糾せざる中速かに勅許賜り度しと懇請した。

この時に當つて九條關白は從來の態度を急に一變して外交の事は關東に一任すとの勅答案を起草せしめた。公卿中にも又在野志士中にもこの尙忠の態度急變に憤慨して、關白は幕使の賄賂を受けてその囑請に應ぜんと圖るものなりとの説をなす者が尠くなかつた。激憤の極直接行動に訴へんとの意を記した投書を關白邸に投ずる者すらあつた。反對に鷹司太閤は前説を翻して勅允不許可に

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

傾いた。その裏面の事情に就いては次節に之を詳述したい。即ちこの時朝議に附せられた勅答案中には「東照宮以來之御制度を御變革被遊候儀は、天下之人望如何と思召、再應被惱徹慮候間、何共御返答之被遊方無之、此上者於關東可有御勘考様御頼被遊候事」といふ一句があつて、條約一件をあげて關東へ御一任の意味であつたので、主上之を憚り給はず、密に宸翰を久我建通に賜つて之を沮撓し、且文案改訂の計を問はせられた。茲に久我建通、大原重徳、岩倉具視等の間に群卿列參の密謀が企てられ、夜を徹して同志の糾合を圖つた。かくて三月十二日中山忠能、正親町三條實愛、大原重徳、岩倉具視、千種有文、中御門經之、姉公路公知、澤宣嘉等八十八人の公卿相共に參内して諫疏文を上り、更に關白邸に押寄せ勅答案の改訂を迫つた。諫疏文中に「御返答御文面之内御返答之儀被遊方無之此上者於關東可有御勘考様御頼被遊候と申慮之御文面御差除に相成候様伏而奉願度候事」とあるのによつて列參諸卿の決意の程を窺ひ得るのである。

この結果三月二十日正睦に賜つた勅答書には、東照宮
 以來の良法を變革することは國內人心の歸嚮にも拘り、
 此度の假條約の趣にては御國威立ち難ければ、猶三家以
 下諸侯の意見を徴して再應言上すべしとあつた。正睦か
 ら重ねて萬一事情切迫の際は寛猛その宜しきに従はんこ
 との勅許を奏請せるに對し、今回の條約は到底御許容な
 きにより萬一異變に及びたる節は應戰の手當あるべしと
 斷乎たる勅答が下つた。

斯く勅許奏請の件は遂に幕府の豫期に反して完全なる
 失敗に歸したのである。是實に開幕以來二百五十餘年間
 の朝幕關係に於て嘗つて見なかつた新情勢の展開であ
 る。朝廷この時に於て關東を壓する武力を擁したるが故
 でもなく、將又幕權急に地に墜ちたるが故でもなく、近
 世史上未曾有の外交國難の非常時的國民意識の然らしめ
 た情勢の發展に外ならぬのである。而してかゝる情勢を
 促進したものは實に雄藩並びに在野志士の横議入説てふ
 事が大いに與つて力あるものであつた。

註

- ① 岩倉公實紀(再版)上卷二二一—二二三頁。
- ② 幕末外國關係文書之十八、二四九—二五一頁。
- ③ 幕末外國關係文書之十八、五四二—五四三、六八二—六八三、七一六—七七七頁。
- ④ 幕末外國關係文書之十八、七九六—七九九頁。
 岩倉公實記上卷一一六—一二三頁。水戸藩史料上編坤八一
 一一頁。嘉永明治年間錄卷六下。幕末史概説二四九頁。
- ⑤ 溫恭院殿御實紀安政五、一、八一—一〇。昨夢紀事第八卷。
 Complete Journal of Townsend Harris. pp. 537-544.
- ⑥ 岩倉公實記上卷一二四頁。水戸藩史料上編坤一二—一三頁
 川路寛堂、川路聖謨之生涯五六五—五六七頁。橋本左内全
 集三四九頁。
- ⑦ 三條實萬手録(日本史籍協會刊)第一、九四—一〇三頁。
 幕末外國關係文書之十九、補遺一一三頁。岩倉公實記上卷
 一一七—一一八、一三三—一三四頁。
- ⑧ 水戸藩史料上編坤一三一—一七頁。三條實萬手録第一、二二
 四—二一六頁。橋本左内全集七四—七六頁。
- ⑨ 幕末外國關係文書之十九、三二五—三三四頁。岩倉公實記
 上卷一二五—一二九頁。嘉永明治年間錄卷七上。川路聖謨
 之生涯五七三—五七四頁。
- ⑩ 三條實萬手録第二、一四六—一四八、一七九—一八〇頁。
 岩倉公實記上卷一二九—一三一頁。昨夢紀事第九卷。幕末
 外國關係文書之十九、三九二—三九五頁。橋本左内全集五

二一五三、五六頁。川路聖謨之生涯五七五—五七六頁。伊藤信、梁川星巖翁附紅蘭女史四二六—四二七頁。

⑩ 三條實萬手録第二、二〇—二〇三頁。岩倉公實記上卷一三一—一三三頁。

⑪ 橋本左内全集五五—五七頁。昨夢紀事第九卷。

⑫ 幕末外國關係文書之十九、三九八—四〇〇頁。開國起源、海舟全集第二卷三二三頁。水戸藩史料上編坤二—二三頁

⑬ 幕末外國關係文書之十九、四〇六—四〇九、四八三—四八四、四九六頁。岩倉公實記上卷一三四—一三五頁。

⑭ 岩倉公實記上卷一三六—一四九頁。橋本左内全集八一—八二頁。幕末外國關係文書之十九、五四五—五四八頁。川路聖謨之生涯五八九頁。

⑮ 幕末外國關係文書之十九、六三六—六三七、六四七—六五〇、六五六—六五七、六七六—六七八頁。岩倉公實記上卷一七六—一八一頁。三條實萬手録第二、一三六—一三七頁。開國起源、海舟全集第二卷三二五—三二七頁。川路聖謨之生涯五九〇—五九六頁。

四

嘉永安政の交ベリーの威嚇に屈して開國するに到つた際に於ても、在野志士の中には之を春秋城下の盟なりと慨憤せる者佐久間象山、吉田松陰等があつたが、しかも

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

猶これは少範圍に限られて天下の輿論囂々たりといつた様な性質のものではなかつた。然るにハリスの入府以來通商條約締結問題が起るに及んで、是非の論が各方面に發生して輿論の趨行は漸く多彩を極むるに到つたのである。

當時京都に在つて尊王攘夷論の首唱者と目せられた者は梁川星巖、梅田雲濱、頼三樹三郎、池内大學等所謂尊攘黨の四天王であつた。之と志を通ずる者は横井小楠、吉田松陰、藤森弘庵、佐久間象山、西郷隆盛、安島帶刀、鵜飼吉左衛門、藤本鐵石等全國の志士に及んでゐた。星巖隠栖中の東三本木老龍庵は恰も志士の祕密集會所と化し、その志士の長老と目せらるゝものも亦星巖その人であつた。次にこれ等志士の言説動靜に就いて述べてみたい。猶當時輿論の核心をなせるものは言ふまでもなく外交問題であるが、之と關聯して將軍繼嗣の問題が早くから世上論議の種となり、堀田正睦上洛の前後に於ては輿論の二大核心となつた。

前述せる林大學頭等上洛の際星巖等志士はひそかに朝

延續紳の間に遊説して幕使に對抗せしめた。九條家記録春日讃岐守申口書に、

去己年十二月林大學頭上京の比より星巖の議論は追々切迫に相成、下田函館とも開港取潰、一圖に打拂之論にて顯然とは不申出候へども、天朝より關東へ打拂の儀を被仰進候は、可然哉との隠々底意にも相察候。

とあるのによつて星巖の持論を知り得るのである。更に林大學頭等が使命を空しうして歸東し、堀田閣老等が上洛せんとするや志士の活動は愈々積極的となり、安政五年正月十七日星巖が小野湖山に與へた書翰中に、

此方にて林氏上京一件は兼て商議有之、果て林氏の思入とは相違當惑の由にて遂に堀田侯上京之事に相成候。堀田侯上京に相成候共是又了簡大に相違可申哉と存候。殿下九條も大分に張り込被申候。三條久我の兩卿共に大分強く被申候に付、只今の處にては差當強人意候。此後朝議如何に可有之哉老拙なども乍蔭相待申居候也。

と述べてゐる。以て裏面の消息を推知し得るのである。

最初堀田上洛當時に於ては太閤鷹司政通は條約勅許あるべしといふ意見であつたが、關白九條尙忠は勅允不可の主張を持してゐた。それが三月上旬に至つて硬軟所を

換へて政通が逆に勅允不可の説を唱ふるに至つた事は前節に述べた通りである。その原因は他にも色々あるであらうが、主としては志士等の入説によるものと考へられるのである。是を一般には京都手入といつてゐるが、その古きは既に天保年間齊昭が山陵修復の意見を時の關白鷹司政通に送つた事がある。爾來内外の政局漸く多事となるに及んで引つゞき京都入説を行つて居り、島津齊彬を始め勤王諸侯並びに志士等の之に倣ふものが漸く現はれて來た。安政四年秋に於ける齊昭の京師密奏の訛傳の如きも實は全然理由のないことではないのである。當時水戸學の精神が全國の志士を風靡してゐて、その所謂内戰外和の説は各階級の人士の間に續々と共鳴者を出して、それが更に京師の公卿の間に入説されて擴大して行つた。

一方井伊直弼の謀臣長野主膳は主命を奉じて潛に入洛し、九條尙忠の家臣島田左近と結んで幕府のために斡旋した。尙忠が中途から條約許容説に一變した事情も亦茲にあつた。他方鷹司家の家司三國大學、諸大夫小林良典

等は橋本左内等志士と密志を通じて、屢々尊攘の大義を説いて政通に直諫した事が政通父子變説の主因と考へらるゝのである。左内が當時村田已三郎に與へた書翰中に「右筑前守良典と申人は豪放磊落餘程有膽氣人物に御座候。此頃は爲皇國盡力之決心有之爲事には大に頼母敷、

實は此度太閤に變心爲致候も此人の力居多、其上青蓮院様其外三公傳奏などへも直に罷出何れへも御懇意に致居候。且右氣魂太閤の權威を益候故公卿方を蔑如壓倒頗る思ふ儘に周旋も出來候。」と述べてゐるのは這般の内情を察知する好資料である。又星巖が佐久間象山に與へた書

翰に「此者池内大學京師にて致開業公卿の教授に日夜奔走頗る有志にて殿下・太閤・三條・中山に出入、青蓮院宮へ

は月に六回進講仕候。此度は上下四方無所遺周旋竭力候に付老拙も得氣候。」とあるのを見て當時これ等志士が諸卿に入説してゐた様か窺はれるのである。蓋し當時廟堂に重きをなしてゐた諸公卿も或る意味では實にこれ等志士連中の傀儡であつたといへるのである。中山忠能等八十八人の群卿列參建白の如き形勢を生んだのもこれ等

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

志士の裏面工作が與つて大いに力あつたものといへよう。當時幕使は種々奸策を弄して勅許を得んとしたる際であつたので、志士の中には幕使若し威壓的態度を以て勅許を強要するが如き事あらば、その旅舎本能寺を襲撃すべしといふ密議まで凝してゐた。以て彼等の意氣込の程を察し得るであらう。

佐久間象山は當時吉田松陰の件に連坐して信州松代に蟄居中であつたが、ハリス入府後の幕閣の處置が無定見且つ受動的なるに慨然として黙し得ず、依田源之丞の名を以て幕府に封事を上らんとしたが藩府は之を許さなかつたので、遂に禁を破つて書を京師に在る星巖の許に送り、當路の公卿に建言を依頼した。よつて池内大學等と諮つて之を九條關白に呈した。その説論は大要次の如くである。

第一天朝へ奏聞のこと誠に至當の處置である。米使申立の件は恐嚇欺瞞の點が多く、彼が要求のまゝに之を許すは如何にも殘念であるから、是非一度は一言も返す言葉もなきまでに言伏せ、然る後之を許さなければ國體を

全くすることが出来ぬ。但しこれには膽略の士がその任に當るべきである。是迄の如き消極的對策は斷然改め、露國のペートル大帝の如く廣く人材を選んで外國へ派遣し、その長ずる所の學術を學ばせ、同時に海外の形勢を探索せしめ、又外國の名士を招いて本邦になき藝術の師となすこと。城制を變じ、遊民を禁じ、刑罰を省き、器械學を興し、工作場を開き大艦製造通商航海法を復し、本邦駐割の外國ミニストル同様外國の制度を受けない官吏を彼地に派遣すべきである。人材登用を行ひ、その門地によらず才能を主とすること。皇城は西洋式築城法により新に親兵を設くること。堀田侯をして之等當今の急務を實行せしめ、以て此度の對外政策に於ける不始末の罪を贖はしむべく、然らずして一概に其責任を追求して處決せしむるは邦家の損失である。

更に四月に至つて象山は米使應接試案を起草し、之を藩主眞田侯から幕府に上らしめんとしたが、種々の障礙があつて遂に閣老の手許まで達せず、川路聖謨、岩瀬忠震の閣覽に供した。その内容は外國が通商を請ふは天地

の公理に基くものでなく、私利を謀るにある事を、阿片戰爭に於ける英國の不仁無禮、ペリーの威嚇的態度自旋の非禮、印度に於ける英國の恐嚇政策の不當等を例證を以て説き、ハリスを詰問して彼をして語塞らしめ、その上にて我より派遣せる使節をして直接本國政府と交渉せしめ、以て我國に有利なる解決に導くべしといふのであつた。

これ等の上書建白に關して象山の曰く、

是某の屏居中種々の邪麗入候へども決然と人を選び京師迄差出し此事に及び候所以に御座候。堀田閣老の御無難に京師御引取り相成候も某周旋微しく其力なしと申すべからず。此後の一大策小人奸邪の麗入り候而事成るに垂んとして遂に行はず、實に千載の遺恨無此上天下の御不幸と奉存候。彼時節御上にも某獻策御採用被成下、公邊にても御聽納御座候へば其節既に公武の御合體被爲調、皇國の御威勢を五世界に發揮候義も行届き、此節切迫の御時勢に至り主上被爲惱宸襟、公方様格別に被遊御憂慮候等の御儀は決して有御座間敷奉存候中、樂田青蓮院宮様より武田相模守を以て被仰下候様は、眞田の家に修理象山と申者有之、皇國の御爲防海の義に付格別苦心罷在候趣聞召被爲及、朝廷に於ても御力に被思召候一人に有

之候との御事のよし、誠に身に餘り候榮幸の義御家の御名さへに奉顯候は面目なきにあらず。本邦に生れ出で聖明の朝に奉際會候申斐御座候而ひそかに難有仕合に奉存義に御座候。鶴鳴九皋聲聞于天と申を題にて

さほの邊にたてるあしたづいかなれば

くものよそにこゑきこゆらむ

と詠じ候ひしは此節の義に御座候。

と、以て自ら任ずる所如何に豪なりしかを察し得るであらう。

象山門下の俊足吉田松陰亦この時秋の松下村塾に在つて革新の大義を鼓吹してゐたが、同年五、六月の交その草する所の對外論策を星巖の許に送つて乙夜の覽に入れ奉らんことを願つた。星巖よつて之を九重に奉呈した。

凡爲皇國士民者不拘公武不問貴賤推鷹拔擢爲軍師船司打造大艦習練船軍東北而蝦夷唐太西南而流賊對馬憧々往來無有虛日通漕捕鯨以習操舟馳海勢然後往開朝鮮滿洲及清國然後廣東咬嚼吧喜望峯豪斯多辣理皆設館置將士以探聽四方事且征互市利此事不過三年略辦矣然後往開加里滿爾尼亞以酬前之使以締和親之約果能如是國威奮興材俊振起決不至失國體也

と「對策一道」に説いてゐるのはその師象山の所論と略々同様である。更に「愚論」に於て論ずる所も之と同様の趣

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

旨から攘夷開國說並びに戰鬪必勝說を唱へ、且其目的のために眞に有能力量ある精兵募集を説いてゐる。「續愚論」に於ては開國論から進んで、京都に文武兼備の大學校創設、人材養成、航海獎勵の方途を説き、更に「乍恐天朝ノ御急務ト奉存候ハ關東決議未々無之内朝廷ヨリ將軍又ハ三家ノ人々被召登得ト朝議被仰聞候事大急務ト奉存候」といつてゐる點などは周知の如く後日朝廷に於て實行に移されたのである。

後年長州藩に據つて攘夷實行の急先鋒となつた久留米藩の眞木和泉保も亦此頃密に其草する所の國體策、天命論及び時事意見を三條實萬に上つて、尊王攘夷のこと宜しく先づ討幕によつて天下の耳目を一新し、以て復古の大業をなすべしと入説した。

小濱の舊藩士梅田雲濱は攘夷の事水戸の齊昭に望を囑し、それには水戸の藩論を興起せしめ、天皇親征の議を決定して大蘇を嶮嶺に進めて列藩に號令するに如かずと考へ、東奔西走天下の志士の間に大義を唱へ、たま〜京都の寓居に歸れば妻子は病床に臥して將に死に臨むの

慘狀にあり乍ら、

身在病牀兒叫飢 挺身直欲當戎夷

今朝死別兼生別 只有昊天后土知

の一詩を壁間に記して江戸に赴き、再び歸浴した時は家妻信子は既に幽明境を異にしてゐたと傳へられる。蓋し當時の志士の天下の難に赴くの意氣込は何れも斯くの如きものであつた。

他方長袖中の俊豪と目せられた岩倉具視は時務策一篇を草して「神州萬歲策」と題して叡覽に供し奉つた。その趣旨は大要次の通りである。

第一、和親貿易不可然事。その理由は米國を許せば諸外國之に倣ひ、國防不備の際その缺陷を見透されること貿易に充つべき國産妙き上に彼の奇玩珍弄に我が有用の金銀銅を以て交換するの不利あること。治外法權の國辱なること。攘夷實行による國民の士氣振作の機會を失ふこと。諸藩に海軍創設の機會を失ふこと。現在には下田條約のまゝに据置き進んで我邦より使節を海外に派遣すべく、その人選は朝廷より正使、幕府より副使三家諸侯よ

り各々隨員數名のこと。かくて始めて井蛙の陋見に陥らず眞に妥當なる對外方針を決定し得ること、しかも猶ハリス通商を強要すれば斷然攘夷の大詔を天下に宣布し、全國死力をつくして墨船擊攘のこと。

第二、徳川家長久のこと。密に内奏などをなす諸藩も多く、大敵を眼前に控へて徒らに國內紛糾を見ては、その中徳川氏に代つて天下に號令せんと企てる者現る、おそれなしとせず、よろしく國內一致徳川家長久征夷の職掌を全うせしめ、御國威擴張の叡慮を貫徹せしめること

第三、國內一致外侮防禦の策を立つること、會澤安の「新論」に於ける全國を死地に置いて國民の士氣振作を圖るべしといふ精神に則つて、楠氏の千窟城に於ける、又アメリカ十三州獨立戰役の際に於ける如く、全國民耐忍億兆一心國難に當らしむこと。

第四、三都伊勢警衛のこと。全國の大名を三分して京阪、伊勢、江戸の防備に當らしめ、全國の僧侶數十萬人に軍事修練をなさしめ、墨國條約中踏繪廢止の項あるを幸、僧侶のためには法敵なれば念珠鉦鼓に換ゆるに戎器

を以てし死力を盡して退治せざるべからざる所以を説くときは、天草一件の例によつても推知せらるゝ如く熱烈なる信仰心を利用し得ること。

第五、國貨融通のこと。建武中興の例により、太政官符を以て金銀札發行の上之を一時の權道として天下に流通せしめ、以て現下非常時の國費に充當すること。

以上各般に亘る具視の識見の一、二首肯しかねる點もあるが、しかも鎌倉開府以來六百餘年の長きに亘つて實際政治の局面から遠ざけられてゐた京紳長袖中、かく内外の新情勢に通曉して字内を呑むの慨ある大計を立てた事は、後年彼が廟堂の柱石として新政府に重きをなした事の故なきにあらざるを思はしめるものである。その第一、第二、第五の策の如きは何れも彼の手によつて實踐に移された所のものである。

斯く廣く天下の志士が各方面に於て幕政の論難非議をなすに到つた事は、安政初年に於ては未だ見る事の出来なかつた現象であつて、それだけに一般國民に對する刺激も亦深刻なるものがあつた事と考へらるゝのである。

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

又志士の中には一般國民大衆の反響感情を煽り立てんとして狂歌、檄文の類を街頭に貼布する者も現はれて來た。六月九日夜淺草並木町木戸に貼布せられた檄文は次の如きものであつた。

抑慶長年間より昇平二百五十年の今に至る迄萬民徳川家の御鴻恩に浴せざるはなし。然るに近年士風衰へ御恩澤を忘れ、就中重き御役人を始め都ての役々其身の權威に誇り、表に仁義を飾り内心私欲を構只安逸而已事とするより、東照宮の御遺命に背き穢神國の儀を不顧、異人御府内に呼寄長々留置所々見物等爲致、右等悉く愾慮に不叶風聞も有之處、異人と駟合却而京師を可奉打内評專の由。右の次第にては所謂國を賣るの賊とも可申、夫而已ならず今度御養君御取極に付ても甚敷奸計を取行、國家の安危をも不顧、御連枝に賢明の君と天下一般奉渴望御方各被爲在候を、いまだ辨別なき御幼年の御方を御養君に相立、唯銘々權威を恣に可致惡謀顯然たりといへ共、大諸侯さへ口を箝ぐの時節に成候上は天より征伐を下民に被命候事と心附候間、我々五十六人申合日光へ詣で謹で東照宮に奉捧靈篋託宣候。同志の族四千五百人に及び、不日に高田馬場道灌山二ヶ所へ勢揃いたし、重き御役人を始め其外營中の奸人等悉く誅罪し、夫より日光中禪寺へ桶籠り諸人の困苦を救ひ遣す積り、若事不成時は五十六人にて引受餘の族へは決して難儀不相掛候間、報國忠勇の輩は必合圖を

第二十三卷 第四號 八二五

待馳集人數に可加。右之趣猶京師へも投訴致置候爲に柳營京詰諸役人の内には北條足利の例を申族も有之由にも相聞候得共、北條は終に亡び、足利初發獨立の戦には不得勝利、兩天子の戰爭にて開運致し候にて知るべし。神國の尊は都て朝敵亡びざるはなし。徳川の御家へ不忠至極以是天に代り征伐時に當候間不可疑者也。

これ恐らく一橋派の人士の仕業と思はるゝが、民衆に訴へて輿論を煽動し、併せて幕閣の施政を索制せんとする意圖と察せらるゝのである。

以上記述した志士の對外論なるものは、その大部分は鎖國政策を固守せんとするものではなく、否むしろ進んで我から積極的開國策を採るべしとの意見を有する者が多くあり乍ら、當時の幕府の對外政策が事毎に外國の強請に屈して、不得已云々といった無定見な處置多きに憤慨して、自然に反幕的立場に立つ京師の尊王攘夷論——水戸學の感化の下にある——に傾いて行つたのである。そして尊王攘夷の名の下に倒幕を目指す者の現はれた事も上述の通りであつて、茲に尊王討幕の政論を建つる者が漸く増加して來たのである。かゝる見地から考へて攘

夷を究極の目標となしてゐた者は眞の有識階級にあつては極少數の人々であつたが、しかも猶一般民衆の間には外國人を目して蠻夷或は洋夷と稱し、その本邦に來るは神州の聖地を穢すものなりとの觀念が依然として相當根強いものであつた。

註

- ① 伊藤信、梁川星巖翁附紅蘭女史、四二二—四二三頁。
- ② 岩倉公實記上卷一三六—一三七頁。梁川星巖翁四二七、四三三—四三四頁。橋本左内全集三九二、四〇二—四〇六頁
- ③ 島田三郎、開國始末(非伊直弼傳)附錄四〇—四七頁。修補殉難錄稿卷之三。
- ④ 象山全集卷二、上書二八—三三五頁。
- ⑤ 象山全集卷四、六八九—七〇〇頁。卷五、八一—一九頁。梁川星巖翁四三四—四五二頁。
- ⑥ 象山全集卷二、上書一三五—一四四頁。卷五、三六一—三九七—七五頁。
- ⑦ 象山全集卷五、三九三—三九六頁。
- ⑧ 吉田松陰全集第四卷一〇九頁。梁川星巖翁四五二—四五七頁。末松謙澄、修訂防長回天史第二編二三三—二三四頁。
- ⑨ 吉田松陰全集第四卷一一四—一一九頁。梁川星巖翁四五八—四六一頁。
- ⑩ 長田權次郎、徳川三百年史下卷、一六一—一六二—一六五頁。

修補殉難錄稿卷之二十五。

⑩ 修補殉難錄稿卷之一。

⑪ 岩倉公實記上卷一四九—一七四頁。

⑫ 昨夢紀事第十三卷。嘉永明治年間錄卷七。

五

安政五年四月二十三日彦根藩主井伊直弼が大老に任せられて幕政の樞柄を執るに至り、今後滿二ヶ年間内政外交共井伊大老を中心として多彩なる廻轉を示した。

當時幕府内外の狀勢は眞に如何ともなし難き窮境に陥つて、全く策の施すべき術も無かつたのである。幕府を窮境に陥れた一の問題はハリスとの通商條約調印の件であつた事は勿論である。堀田閣老上洛の上勅許を得て反對論を沈黙せしめんと圖つた事は意外にも全然失敗に歸してしまつた。更に他の重大問題は將軍家定の繼嗣決定の件であつた。ペリー渡來後内外多難の折柄將軍家定凡庸の器であつて政務裁決の能力に缺け、且つ病身であつて子なく將來子女を擧ぐべき望は全く無かつた。されば徳川一門中特に賢明の聞え高かつた一橋慶喜を嗣として西丸に入れ、將軍家定輔佐の任に當らしめんとの見解は

既に嘉永末年から各方面で唱へられてゐた。幕府部内では海防掛諸有司、諸侯では松平慶永、島津齊彬、徳川慶恕、山内豊信、伊達慶邦其他がかゝる意見を持して寄々相議する者があつた。之と對立する者が將軍との血縁、年齢等の關係から紀伊慶福家^家であつた。

安政五年春堀田上洛の際、外交問題と相並んで雄藩志士の横議入説を見たのは將軍繼嗣問題であつた。松平慶永は橋本左内を入洛せしめ、島津齊彬は西郷隆盛等を奔走せしめて共に慶喜擁立を企てた。京師に於ては内大臣三條實萬が一橋派の最も有力なるものであつた。この際に當つて反一橋派の井伊直弼が大老に就任した事は、紀伊派をして完全に勝利の鍵を握らしめる事になつた。この間に於ける柳營内部の複雑微妙なる動向を探究する事は本稿の目的でないから之を省略するが、要するに以上の二大難件を處理すべく選ばれたのが井伊直弼であつた。

借て堀田正睦は上洛に先んじて、必ず勅許を得て歸府する旨ハリスに明言したが、京師に於ける結果は前述の

通りであつて、幕使一行悄然と歸府するや直ちにハリスと面接し、京師に於ける事情を述べて調印延期を申出でた。之に對してハリスから鋭く詰問を受け、

政府は國之爲に益ある事と見据條約取極候得ば無左右調判致候は普通之儀に而是則政府之權ある處に御座候。若し江戸政府にて右調印出來不致儀に候は、出來致し候權有之候方へ私罷出御談し申上候外致方無之候。向後外國之もの條約取結候に江戸へは罷出不申直に京師へ罷出可申候。左候得ば大君之權も薄く御國體を失候様可相成、此末之成行は私不申上候共御辨知可被爲在儀と奉存候。此後江戸政府に於て種々御難之生じ候儀は見拔居申候。其本は調印御差延しより起候事に而此末宜敷儀は一事も無之眞暗に御座候。

とまで極言せられ乍ら、それに對して唯諸候の同意を得るに時日を要する次第を辨疏するのみであつた。

ハリスの言まことに當然の理であつて、幕府が或る意味では反對論を沈黙せしめる方便として勅允云々を利用せんと意圖した事がそもゝの禍根であつた。かくてハリスに懇願した結果漸く同年七月二十七日迄假條約調印を更に三ヶ月延期する事に同意を得た。併せて調印後三十日を経過せざれば他國との條約に調印せざる旨を約し

た。

一方幕議に於ては直弼大老就任の翌日直ちに勅書を諸候に公示して再應意見の具申を命じた。直弼の腹心長野主膳が九條家の島田左近に與へた密書中には、閣老中勅書公示は物議を沸騰せしめる恐れありと主張した者もあつたが、直弼は公に仰出された事を内證に取扱ふ筋無しと斷然異議を排して公發に決したと記してゐる。他方將軍繼嗣に就いても、決定の内意を諸大名に與へ、朝廷にも奏聞して一橋派の暗躍を封じ、その間諸候の外交意見をまとめて再度勅允を仰ぎ、以て内外共に井伊大老の政策方針を以て斷行せんと圖つた。

抑々嘉永以來外交問題に關して幕府が諸候諸士の意見を徴した事は既に再三に及んで居り、殊に今回の如きは勅問に對して已むを得ず幕府自らの意志に反して、重ねて意見を開陳せしめざるを得ざる羽目に陥つたのであつて、したがつて幕府は諸候の上申書をして暗に幕意に副はしめんと種々の裏面工作を行つたのである。されば提出せられた意見書は、齊昭等二三のものを除けば何れも

その眞意を吐露したと思はれるものは殆んどなく、別段心附無之といつた無責任且つ御座なりのものが大部分であつた。尤も「開國起源」に諸侯上申書の大要を抄記してゐるのを見れば、中には二、三交易反對論を主張した者もあつた様であるが、「幕末外國關係文書」に収録せられた全文を通覽すれば、明白にかゝる上申書を提出して居る者は皆無である。勿論これ等上申書を額面通りに解釋する事の無謀である事はいふまでもない事である。

而して幕府は齊昭の上書が幕旨に反する點を對京師政策上大いに苦慮して之を修正せしめんと圖つた。よつて齊昭は六月九日長文の廟算伺書を提出し、その各條に對する閣老の回答を待つて意見書を改訂せんと申出でた。尤も慶永等は閣老と密に交渉して將軍繼嗣を有志の希望に應じしめば齊昭の意見修正に盡力すべしとのべ安島帶刀亦彌縫周旋せりと傳へらる。その大要は次の通りである。

- 一、交易の利を以て武備に充當せんとの趣旨なるも、主客の地位を失はざる様交易の規模を小にすべし。
- 二、交易により之に伴ふ切支丹邪教の害如何。
- 三、公使駐劄は後害多かるべし。
- 四、外夷の要求によつて開港の次第、今後は要求に應じて無制

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

限に開港か否か。爾人は兵庫下關開港の上海軍操練傳授希望の噂あり、幕策如何。

五、外國商館中へ教會設立許可並びに踏繪廢止の件如何。

六、外國人自由に國內遊歩を許すは害多し。

七、交易は武器、洋書の輸入を專とし、日本よりは武器輸出禁止の事。

八、禁鐘鑄換實行すべし。

九、横文字學流行は切支丹布教の媒なれば、洋書和譯の上は原本を燒却すべし。且天下の洋學禁止のこと。

一〇、外夷を防禦するには國內結束第一の事。

一一、朝廷及諸侯より種々の要求請願續出せば其取扱如何。

一二、祖法變革についての後害如何。

一三、公使駐劄、教會設立の代りに開港場を増加しては如何。

一四、朝廷尊崇、京坂警備の事。

源をにこさしと思ふ人ならて

たれにかいはむ水のこゝろを

この廟算伺書を受取つた大老等の胸中には愈々齊昭を嫌惡するの情を加へた事は勿論である。

この時たまノ、米艦ミシッピー號下田に入港して海外の新形勢をもたらした。即ち廣東に於けるアロー號事件に端を發して英佛聯合艦隊の攻撃を受けた清國は、連

戰連敗遂に天津、大沽の砲臺を占領せられて其軍門に降り、天津條約締結の已むなきに至つた。ミシシッピー號はこの報道をハリスの手許に達すると共に、併せて英佛兩艦隊の日本訪問近きにあり、戰勝の餘威を挾んで將に日本に要求するところあらんとすとの情報をもたらしめた。この新情報に接したハリスは急ぎ米艦に投乗して神奈川に入港して老中宛書翰を提出した。

英吉利海軍三拾艘より四拾艘迄江戸灣へ渡來之模様無絶間且佛蘭西海軍英吉利一同之趣承り候。右は格別大切之奇事に而日本政府におみて速に手當可相成儀に有之候。私と日本委任之方と取扱候條約右海軍渡來以前若調判不相濟候は、彼者共此條約に而承伏可致儀は無覺束、却而先達而印度支那に而之勝利に乗じ英吉利人日本におみて廣大之勝手を可相望候。條約一日も不捨置調判之儀格別大切之旨貴所様へ誠實に申述候。右之趣相意候は甚數危難可差起候。水師提督布恬廷日本六月八日長崎に渡來いたし候。

と述べて幕府の決意を促した。かゝる重大なる情報に接して、責任的地位にある井伊大老以下諸有司果して安如たり得たであらうか。殊に隣邦清國の事に關しては既に阿片戰爭の顛末、今又アロー號事件紛糾の報を得た以上

當時我國の國防狀態から判斷して、前車覆轍の厄に遭遇せんことを憂ふるのはまこと當然明白なる次第である。岩瀬忠震等が幕命を受けて神奈川に急行するや、ハリスは前記書翰の趣旨を強調し、若し日米通商條約調印の上はそれを基本として英佛兩國の強請を緩和すべく斡旋盡力すべしと附言した。

岩瀬等の報告を受けた井伊大老の胸中は、「事危急に迫り勅許を待候餘日も無之、猶又海外諸蕃の形勢を考察致し候に、古昔と違ひ航海之術に達し萬里も比隣の如く交易通商を開き、其外兵器軍制等皆實戰に試み國富み兵強く、強て之を拒絶し兵端を開き幸に一時勝を得候共、海外皆敵と爲す時は全勝孰れに在るや豫め量るべからず。苟も敗を取り地を割き償はざるを得ざる場合に至らば國辱焉より大なるはなし。今日拒絶して永く國體を辱かしむると、勅許を待ずして國體を辱めざると孰れか重き。只今にては海防軍備充分ならず暫時彼が願意を取捨して害なきものを選び許すのみ、且朝廷より被仰進候儀は御國體を穢さざる様との御趣意に有之、抑大政は關東へ御

委任、政を執る者臨機の權道なかる可からず。然りと雖も勅許を待ざる重罪は甘じて我等一人に受候決意に付又云ふ事勿かれ。」と井伊家公用方祕録に記述せられてゐる所によつて充分に察知し得るのである。

斯くて安政五年六月十九日下田奉行井上信濃守清直、目付岩瀬肥後守忠震は神奈川沖の米艦上に於て、米國駐日總領事 Townsend Harris と日本國亞米利加合衆國修好通商條約十四箇條、貿易章程七款に調印した。

井伊大老の處置を非難する人々は、調印期限迄になほ一ヶ月以上の餘日があるにも拘らず、ハリスの巧言に操られて急遽調印を了した事は、その勅許を待たざる點と共に幕府の重大責任であるとして之を責めてゐる。然し乍らこの時直弼に代つて如何なる者がこの責任的地位に立つたとしても、果して後害なき様ハリスの要求を峻拒し得たであらうか。當時に於て執り得べき誤り無き策この外にあるべしとも思はれぬのである。當時に於ける英佛兩國の眞意を解し得ざる故を以て直弼等を非難するは時代の情勢を考へない暴論であらう。或者は海外の新形

勢を察せず、或者はその已むを得ざる實情を知りつゝも將軍繼嗣其他の内政問題に就いて反感を有する所から、殊更に幕閣を非難する絶好の口實として外交問題を取上げた事は、後世史家の深き省察を要する點である。

條約調印の公表は漸く六月二十二日に行はれた。その前日齊昭は井伊大老宛書翰に於て、調印は必ず勅許を得て行ふこと、五畿内近く外使を立入らしめざることを、遊歩地制限、切支丹寺建立不許可等の外は已むを得ずんば之を差許すこと、重ねて違勅の事無之様と進言してゐる。以て條約調印そのものには反對でなかつた事分明である。

條約調印の事が愈々公表せらるゝや、齊昭、慶永、慶喜、田安慶頼、徳川慶恕等寄々相議し、違勅の罪を鳴らして井伊大老等の責任を問はんと圖つた。

斯くて遂に六月二十四日の齊昭、慶恕、慶篤、慶永等の不時登城となつた。この時の營中に於ける問答の状況は坊間誇張して甚だしき劇的情景として傳へるものもあるが、「公用方祕録」、「昨夢紀事」及び「開國始末」等の掲

載する資料によつて綜合すれば大體次の様であつた。同日朝慶永は櫻田の井伊邸に直弼を訪ね、違勅の非を詰問して直弼の上洛陳疏を促し、更に繼嗣發表延期の件について押問答を重ねたが、結局何等の決論にも達しない中に大老の登城時刻となつたのでそのまゝ物分れとなつてしまつた。猶慶永は同日早朝齊昭から不時登城の誘引をうけてゐたので、直ちに登城の上齊昭等と面談して熟議を重ねた。當日慶喜も別に登城して大老に面談の上京都遣使を督促した。慶喜退城の後齊昭、慶恕、慶篤の三人は井伊大老以下各閣老と面談し、慶永は資格が異なるので三家と同座出來ず、別室で老中久世廣周と會見し、繼嗣發表延期を迫つたが遂に閣議を動かし得なかつた。一方齊昭は大老に對して違勅の非を問ふこと甚だ嚴酷を極めたが、之に對して直弼は世界の形勢往古と異なる所以を述べ、勅答は御國體に拘り不申様とあるから、英佛急に迫るの今日に於て、一度開戦して國民を塗炭の苦に陥れるは却つて徹慮に背くと考へて調印せる次第を辯じた。次いで慶恕は繼嗣一件について朝旨は慶喜にある旨を述べ

て慶福擁立を難じたが、上意云々に託して之を一蹴した。齊昭又違勅一件について立嗣公表を延期して幕府謹慎の意を表すべきであると迫つたが、久しく儲位を空しくするは朝意にあらずと答へて之に應じた。然らば何故に速かに奏上の幕使を發せざるやと問へば、老中間部詮勝明日遣使發表の筈であると巧みにその鋭鋒を外した。よつて齊昭は方向を一轉して松平慶永を大老に推薦可然と迫つたが、直弼は自身現在その地位に在り、何とも答へ難ければ老中に御推問可然と逃げたので、太田、間部兩閣老交々辯じ、東照公以來大老老中共規定があり、更に深き思召を以て御三家を立ておかれしを、今日家門中に格別賢明の仁ありとて今更御三家を御四家になすことも如何と滑稽交りに申立てたので、一座哄笑して遂に齊昭等は何等の結論をも得ずして退出した。井伊大老も必死の覺悟を以て齊昭等を論破した事は井伊家の記録によつて明らかであるが、世上傳へらるゝ様に齊昭が殿中で暴言を吐いたとか、將軍家定が激怒したとかいふのは何れも誤傳である。只大名の登營には種々の規定があつて

その日も定まつて居るのを無視して不時登城の舉に出でた事が問題を劇化して傳へられた所以であらう。

之を要するに齊昭等の胸中には、世上に一大波紋を投じた違勅問題を取上げて大老の責任を詰問し、出来得べくんばこの機會に於て紀伊派の勢力を營中から驅逐して一橋派によつて幕權を掌握せんと圖つたものと見られるの外はないのである。尤も幕權掌握といつても、之を私して勝手に振舞はんとの考へではなく、水戸傳來の精神に則つて朝旨を奉じ、幕府が先頭に立つて天下の士氣を喚起せしめ、以て差迫れる當面の國難打開の根本方針を確立せんとの意圖に出でたものである事は自ら明らかである。井伊大老とてもこの方針そのものに決して反對であつたのではなかつたが、只その方法手段に於て水戸側と見る所を異にしたにすぎなかつたのである。今や違勅問題に端を發して外交問題が深く内政問題に結び付けらるゝに至つた事は、今後の内外政情を理解する上に於て充分省慮を拂はるべき點である。即ち今後對外問題を論ずる者が決して單純に外交の是非のみに立脚せず、對内

問題の動向と微妙な關聯を有する所が多分にあつた事である。

註

- ① 溫恭院殿御實紀、安政五、四、二三。開國始末一三二—一三三頁。幕末外國關係文書之二十、一八六頁。
- ② 昨夢紀事第七、八卷。橋本左内全集四五—五五頁。三條實萬手録第二、四八五—四八六頁。大西郷全集第三卷、一三一—一三七頁。
- ③ Complete Journal of T. Harris. pp. 537-544.
- ④ 幕末外國關係文書之二十、一九〇—二〇五頁。嘉永明治年間錄卷七上。開國起源、海舟全集第一卷三一七—三一九頁
- ⑤ The Cambridge Modern History, Vol. XI. pp. 832-833. 幕末外國關係文書之二十、二七六—二七七、二八八—二九一頁。Complete Journal of T. Harris. p. 561. 橋本左内全集八六—八七頁。海舟全集第二卷三三〇—三三一頁。
- ⑥ 開國始末一三三—一三四頁。昨夢紀事第十一卷。幕末外國關係文書之二十、二二三—二二五頁。
- ⑦ 水戸藩史料上編坤九六—九八、一二三頁。
- ⑧ 幕末外國關係文書之二十、第七六、八一、八二、九六、九七、一〇一、一〇二、一三四、一四〇、一七九號。海舟全集第二卷三三三—三三五頁。水戸藩史料上編坤九九—一〇一頁。
- ⑨ 幕末外國關係文書之二十、四〇九—四二八頁。水戸藩史料

- 上編坤一二三—一四二頁。昨夢紀事第十三卷。
- ⑩ 幕末外國關係文書之二十、四四五—四四七、四六八—四七二頁。開國始末一四六頁。橋本左内全集五二六—五二八頁。昨夢紀事第十三卷。The Cambridge Modern History, Vol. XI. p. 833. J. H. Gubbins, The Progress of Japan 1833-1871. Oxford 1911. p. 73.
- ⑪ 開國始末一五〇—一五一頁。水戸藩史料上編坤一四四—一四七頁。
- ⑫ 幕末外國關係文書之二十、四七四—四九三頁。締盟各國條約彙纂七四五—七六九頁。Complete Journal of T. Harris pp. 578-589.
- ⑬ 水戸藩史料上編坤一五一—一五二頁。開國始末一五一—一五三頁。幕末外國關係文書之二十、五一六—一五七頁。
- ⑭ 昨夢紀事第十四卷。水戸藩史料上編坤一五四頁。
- ⑮ 開國始末一六四—一八八頁。昨夢紀事第十四卷。水戸藩史料上編坤一六〇—一七四頁。井野邊茂雄、幕末史概説一九二—二〇五頁。

六

井伊大老がかねてから一橋派の勢力を一掃せんと企圖してゐた際に、たま／＼齊昭等の不時登城の事が起り、一橋派は自ら求めて墓穴を掘つたかたちとなつた。之を

營中に於て論破した直弼の才略は剛直政治家としての面目を遺憾なく發揮してゐる。今後彼の政治上處断は愈々出で、愈々流るゝが如く、翌二十五日には紀伊藩主慶福を將軍の嗣となすべきを公表し、二十六日には老中間部詮勝に上京を命じ、京都所司代に新に酒井忠義を補した。間もなく將軍家定病勢急變するや、急ぎ病床に決裁を仰いで齊昭、慶恕、慶永に急度慎を命じ、慶喜、慶篤の登城を停止した^①。これより先既に堀田正睦、川路聖謨等も或は免官或は左遷せられて居て、一橋派の聲望は急に地に墜つるに至つた。

一方幕府は條約調印後直ちに宿繼奉書を以て朝廷に奏上して、調印の已むべからざりし次第を辯疏した。後前内府三條實萬に宛て直弼から書翰を送つて同様の次第を陳述し、併せて間部詮勝直接言上の爲上洛の旨をも報じた^②。

幕府のかゝる處置に對して主上震怒し給ひ、九條關白以下の諸卿を召されて勅書を賜つた。

前此度之一條如何體申候共免ルシ雖シ實以神州之瑕違其上邪

法傳榮等モ測リ難シ仲々許ルス間敷キ事ニ候若シ許ルサ、ルニ於テハ戰爭ニ及フ可ク然ル時ハ治世數年人氣怠慢武備整ハス敵シ難キ旨誠ニ絶對絶命之期ト實ニ痛心候事然ルニ統仁存候ハ武士之名目ニテ假令治世續キ候トテ敵シ難キ旨申候而者實ニ征夷之官職紛失敷ケ敷事ニ候然ルニ當時政務ハ關東ニ委任ノ事強而申候而モ公武間柄ニ拘リ候事は亦容易ナラサル事ト存候所詮條約許容之義者如何致候共神州之瑕瑾天下之危急之基統仁ニ於テハ何國迄モ許容難致候然ルニ昨日武傳披露之書狀披見候ニ誠ニ以存外之次第實ニ非痛採申居候位之事ニ而無之言語ニ盡シ難キ次第ニ候此上ハ考へ候了簡モ無之候前文ノ如キ次第之上如斯至大至重之事追々增長苦心候此一大事之折柄愚昧統仁懋キニ帝位ニ居リ治世候事所詮微力ニ及ハサル事亦此儘帝位ニ居リ聖跡ヲ穢シ候モ實ニ恐懼候間誠以敷ケ敷事ニ候得共英明之人ニ帝位ヲ讓リ度候差當祐宮有之候得共天下之安危ニ拘ル一重大事之時節ニ幼年之者ニ讓リ候事本意ナキ事依之伏見有栖川三親王之中ハ讓リ度存候此段各存意承リ度候事統仁如斯之時節安逸之望ニテハ決シテ無之實ニ前文之如キノ次第愚昧之質連モ帝位ニ居リ萬機之政務ヲ聽キ治國候事力ニ及ハス其上夷一件之儀申ス儘聞候而ハ天神地祇皇祖ニ對シ奉リ申譯ナク且所詮存念申立候共右之次第實以身體茲ニ極リ手足置ク所ヲ知ラサル之至何卒是非帝位ヲ他人ニ讓リ度決心候猶早々關東へ可有通達事

以上の勅書を拜するに、關東の處置は神州の瑕瑾となり

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

皇祖列聖に對させられて御分疏の辭なきを以て御讓位遊ばされ度との窺慮真に恐悚に堪へざるものがある。

九條關白等の諸卿は之を拜讀して恐懼措く所を知らず協議の結果衆議の赴くところは火急に三家大老の中其一人を召されて之を詰問すべしといふにあつたので、其議を奏上して遜位を諫止し奉つた。よつて直ちに「老中奉書ヲ以言上之儀ニ付三家並大老之内早々上京可有之候様被遊度此旨大樹公へ被仰進候事」といふ勅宣を關東へ下された。

抑々この三家大老上洛の召命は梁川星巖、梅田雲濱等の入説によるものであることは、春日讚岐守申口書中に「此上は御三家御大老之内御呼登窺慮の趣被仰達候より外致方も無之、右様相成候はゞ重疊の儀ニ付右之通有之度旨星巖より入説の意味にて咄聞候。云々」とあることや宇津木六之丞から長野主膳に與へた手紙に「頼三樹三郎梅田源次郎等の口書御一覽被成候處、奉始神宮被對御代々の宗廟云々、神州之瑕瑾など申勅説より、諸侯の赤心御三家上京等の事皆此兩人梁川星巖等之申出候事にて、

夫を粟田宮・久我殿へ入説いたし、夫より天聽に達せられ候事明白に相成候由。」と述べてゐるのによつて窺知し得るのである。吉田松陰亦同意見であつた事は前々節に於て述べた通りである。彼等志士は殆んど大部分水戸學の感化を受けた者であつて、自ら一橋派と連合するに至つたものである。その目指す所は幕府が對外問題に不始末を演じたのを逆用して、幕政の改革一新を試みんとするにあつた。

而してこの三家大老の召命を幕府が拒むに及んで、これと相前後して進展しつゝ、あつた水戸藩に對する密勅降下の件が愈々具體化して來た。將軍繼嗣の確定、齊昭、慶永等の處罰は一橋派の人々並びに之に好意を寄する志士等をして尠からず焦慮せしめた。密勅降下運動はかゝる局面打開の非常手段として企てられた。之に加つた者は薩藩日下部伊三次、一橋家の平岡園四郎、水戸の安島帶刀、鶴飼吉左衛門、信州の山本貞一郎等であつた。彼等は青蓮院宮、三條實萬、正親町三條實愛、中山忠能等の諸卿に入説して、先づ勅詔を幕府に下されて齊昭等赦

免の事を願つた。星巖、雲濱等の志士も亦之と機脈を通じてゐた、この時鹿兒島に在つた島津齊彬も亦東上して幕閣改造の舉に出でんとし西郷吉之助を入洛せしめてゐる。

然るに齊彬この時俄に病を得て卒し、志士等の失望からざるものがあつた。茲に到つて彼等は愈々積極的に井伊大老失脚の計を企てた。最初は前内府三條實萬を勅使として東下せしめ、直接將軍に對し大老解職、尾水越解慎の勅命を傳へしむる計畫であつた。他方幕府は三家大老の召命を奉ぜざるのみならず、更に英佛露各國との通商條約に調印して之を上奏し來つたので、主上軫念の餘り更に八月五日九條關白等を召されて勅書を賜り、御遜位並びに幕府詰問の事を諭させ給ふた。

前當時政務委任干關東之時乍天下國家之危亡ニ拘ル大患ヲ略當ニ致置候而者如前文奉對神宮已下如何可有之哉只公武間柄ニ拘ル事計配慮候者柔弱薄志之人之事平常之時ト違ヒ如此國家之一大事關東之横道之時節何事茂聞濟候而者却而如何可有之哉仍各所意相尋一應へ不審之儀申遣度候就而者去六月二十八日愚存書差出候親王中へ讓位之儀度々被差上候得共先文

之通關東之處置ニ而者爲國家萬民ニ申遣候所存一事茂不相立儀者實全統仁薄徳之故ニ候間再三申乍如何是非之衆評之上右兩條關東へ通達可有之様存候

關白大いに驚いて議傳兩役と協議し、更に近衛忠熙等三公及び三條實萬の意見を徴した。四公の意見は別勅を水戸齊昭に賜つて關東の役人を詰責し、内政釐革、外侮防禦の三事を圖らしめ、且つ他の大藩にも賜勅の上之を扶翼せしめば徽旨貫徹も至難にあらざるべしといふにあつた。議定つて將に進奏せんとした際岩倉具視之を聞いて、謹慎中の齊昭に勅命を下すは失敗の基であるから、よろしく幕府に勅命を下されて、三家家門中の英才をあけて大老等と協議せしむるの議を諭さるゝに如かずとの意見を忠熙等に進言した。⁷⁾

而して九條關白は極力勅降下を阻止せんとしたが衆議を抑へ難く、且つ徽慮亦切にこの擧を斷行せらるゝにあつたので、八月八日遂に次の如き勅詔を水戸藩士鶴飼吉左衛門に授けて水戸へ送らしめた。

先般墨夷假條約無餘儀次第ニ而於神奈川調印使節へ被渡候儀尙又委細間部下總守上京被及言上之趣候得共先達而勅答諸大

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

名衆議被聞食度被仰出候詮茂無之誠ニ皇國重大之儀調印之後言上大樹公徽慮御伺之御趣意茂不立尤勅答之御次第ニ相背輕卒之取計大樹公賢明之處有司心得如何與御不審被思召候右様之次第ニ而は蠻夷之儀者暫差置方今御國內之治亂如何與更ニ深被惱慮候何卒公武御實情ヲ被盡御合體永久安全之様ニ與備被思召候三家或大老上京被仰出候處水戸尾張兩家懐中之趣被聞食且又其餘宗室之向々ニ茂同様御沙汰之趣茂被聞食及候右者何等之罪狀ニ候哉難被計候得共御營羽翼之面々當今外夷追々入津不容易之時節既ニ人心之歸向ニも可相拘旁被惱慮衷候兼而三家以下諸大名衆議被聞食度被仰出候者全永世安全公武御合體ニ而被安徽慮候様思被召候儀外虜計之儀ニ茂無之内憂有之候而者殊更深被惱慮候様被是國家之大事ニ候間大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有之誠忠之心を以得與相正シ國內治平公武御合體彌御長久之様徳川御家を扶助有之内を整外夷之侮を不受様ニ與被思召候早々可致商議勅詔之事

同日幕府に對してもこの勅詔を下され、更に水戸藩主へも下されたる旨を副書に記し、水戸に對しては三家家門之衆以上隱居に至るまで列藩一同へ傳達すべしとの副書があつた。⁸⁾

斯くて安政五年調印の假通商條約は茲に端なくも對内

問題として異狀なる重大性を顯示して來た。即ち水戸藩内部に於ける勅諭廻達の可否をめぐる藩論の分裂抗爭、京都に於ける志士の逮捕處刑、青蓮院宮・三條實萬以下諸卿の所謂、一橋派諸侯並びに幕府内部諸有司の所謂等所謂安政戊午の大獄となつて世人に異狀なショックを與へた。

茲に於て對外論としては幕閣の政策と相連する開國主義思想を抱いてゐた先覺者等迄殆んどすべて反幕的立場に立つて、名目上は水戸——京都の攘夷論に合流するに至つたのである。かくて尊王攘夷論と佐幕開國論が判然と對立するに至つたが、しかも前者の中には衷心から攘夷を主張したのではなく、反幕尊王の立場からかゝる傾向に走つた者が多數であつた事は留意すべき點である。吉田松陰の如き實に其一人であつた。七月藩主毛利慶親に上つた「議大義」に於て、

墨夷之謀爲神州患必矣、墨夷之辭爲神州辱決矣、是以天子震怒下勅絶墨使、是幕府宣踏履適奉之不暇。今則不然敖然自得以詔事墨夷爲天下至計、不思國患不顧國辱而不奉天勅、是征夷之罪天地不容神人皆憤、進諸大義討滅豈然後可矣不可少

宥也。近世功利之說滿於天下惑世誣民充塞仁義、或週大節左右狐鼠不能有所建明、視遠勅之國賊猶以強弱勝負立說不能斷然鳴其罪而討之、甚者助桀逆輔討暴自以爲得計不甚可悲乎。中正義明道不謀功利是聖賢之所以爲教、奉勅道也討逆義也、公侯夫士生際此時苟有違道義猶何顏面對聖賢之書乎。士大夫爲志死生甚小道義甚大、違道展義徒爾偷生何羞恥加焉。乃雖國家亦然、不道不義以謀一日之存安孰與君臣上下仗義徇道以全始終乎。略

と論難痛辯すること甚だ酷、遠勅の罪に基いて討幕論を唱へ、更に「時義略論」を草してその具體的方策を述べた。夙に開國論を執つてゐた松陰にして斯くの如きである。其他の攘夷論者の憤論激説は推して知るべきである。

斯くて一橋派並びに尊攘派諸士と井伊大老等幕閣首腦部との對立抗爭は愈々深刻化し、遂に櫻田門外の紅雪を以て幕末史上に一大轉換を與ふる事となつた。事茲に至るまでの或は水戸藩の返勅問題乃至は浪士等の大老要撃の密謀等すべて本稿の目的外であるから一切之を省略したい。只參考迄に櫻田一擧に参加した關鐵之助、佐野竹之助、有村雄介、高橋多一郎、金子孫二郎等水薩諸浪士

の斬姦主意書の全文を掲載して、以て彼等志士の對外識見の一端を窺知すべき資料としたい。

墨夷浦賀へ入港以來征夷府之御處置假令時勢之變革も有之隨而御制度も變革なくては難相成事情有之候とは乍申當路之有司専ら右を口實として一時儉安畏戰之情より彼が虚喝之勢烟ニ恐怖致し貿易和親登城拜禮をも指許し條約を取替し踏繪を廢し邪教寺を建ミニストルを永住爲致候事等實ニ禰州古來之武威を穢し國體を辱しめ祖宗之明訓孫謀ニ戻り候のみならず第一勅許も無之儀を被指許候段奉慶如天朝候儀ニ有之重々不相濟事ニ候追々大老并伊掃部頭所業を致漏察候ニ將軍家御幼少之御砌ニ乘じ自己之權威を振へん爲公論正義を忌憚り候而天朝公邊之御爲筋を深く存込候御方々御親藩を始公卿衆大小名御旗本ニ不限詭誣致し或は退隱或は禁錮等被仰付候様取計候儀夷狄跋扈不容易砌と申内憂外患追日指迫候時勢に付恐多くも不一方被惱宸禁御國內治平公武御合體彌長久之基を被爲立外夷之侮を不受様被遊度との留慮ニ被爲在公邊之御爲勸書御下ゲ被遊候躰ニ奉伺候處違背仕尙更諸大夫始有志之人を召捕無實を羅織し嚴重之處置被致甚敷ニ至候而ハ三公御落飾御愼粟田口親王をも奉幽閉勿體なくも天子御讓位之事迄奉讓候件々奸曲莫所不至矣豈天下之巨賊にあらずや右罪科之儀は委細別紙ニ相認候通ニ候斯る暴橫之國賊其儘指置候ハ、ます

公邊之御政體を亂り夷狄之大害を成し候儀眼前にて實ニ

天下之安危存亡ニ拘り候事故痛難難默止京師へも及奏聞今般天誅に代り候心得にて令斬戮候申迄には無之公邊へ御敵對申上候儀には毛頭無之何卒此上聖明之勅意ニ御基き公邊之御政事正道ニ御復し尊王攘夷正誼明道天下萬民をして富嶽の安ニ處せしめ給はん事を希ふのみ聊殉國報恩之微衷を表し伏して天地神明之昭覽を奉仰候也

別紙存意書

皇國千萬世天日嗣連綿照臨し給ひて伊勢之神宮も上古ニ替わらせ給はず神道を尊び武力を尚び給ふ事自然之遺風餘烈なれば古より遠路をのべ給ひ且夷狄之禍有之候得ば精々退攘し給ひし事青史に著しく今更奉稱揚に不及武將之世となりても弘安之蒙古を塵にし文祿之朝鮮を征する事共神州之武威を海外に輝候義人口に膾炙する所なれば是又贅言を不待東照宮に至給ひては尊王攘夷之御志深く被爲在候は不及申上但勃興之御盛時なれば其初は諸蠻來航通商等も許し置れ玉ひしか共諸蠻も畏服して覬覦之念を達する事ならず然る所東照宮終ニ其巨害ある事を洞見し給ひて洋教之禁を嚴にし給ふ大猷公に至りて益邪徒を驅斥軒戮し三眼の明を四海に布き給ふ事誠ニ千古之英見卓識ニて後嗣遵奉し給ふ處なり叔近時ニ至りては夷狄狡謀黠略之者多く出で萬國へ通信貿易し遂ニ小を併せ弱を制し次第ニ境界廣大に相成候勢に乗じ屢神州をも覬覦するに至る乍去打拂之令有之時は格別之事は仕出す事も成得ずして打過ぬ天保十三年打拂之令を停め仁恤せられしより頻りに來航

し跋扈之態を顯すに至る就中嘉永癸丑墨夷浦質へ入港威暴を示し難題申掛候以來は征夷府之御處置方古今時勢之變革も有之一概に御國威御主張難被遊儀は治世之風習左も可有之事ニ候得共申迄も無之夷狄貪憚元より隱事なく殊ニ狡詭計を挟み覬覦之念を違く致候故耶蘇之術中に落入り神州之泰否にも拘り候重大之事に候得ば華夷之辨和戰の議始終着眼之大基本御廟齋御一定之上諸御制度御變革無之ては時勢に於て不相叶筈ニ候得共近來諸蠻夷之御扱振推察仕候ニ乍憚一定之御廟算如何可有之哉去る卯年迄は追々内備嚴整之御達有之邊海之御守衛被仰付候大名ニ至ては多年防禦之爲國力を費し被勵忠勤候處不圖も去ル辰年和親交易御取結之上恐多くも征夷將軍之御居城へ夷狄共登城被仰付剩へ御變應尊敬を被盡候有様春秋城下之賈を耻る比較にあらず神州古來未曾有之御失體ニて實ニ冠履倒置之御處置と可申驚嘆之至りニ候假令御國政之義關東ニ御任せに相成居候とて斯る重大之事件第一勅許不被爲在候儀を全く掛り之有司數輩之了簡を以て五ヶ國へ本條約指許し將軍家御印章之御書翰迄被指遣候始末何程偷安之末俗戰爭に及候を恐怖致候とて天下後世へ對大義名分と申も有之征夷之御任如何可有之哉忝くも武門之列ニつらなり二百年之恩澤に浴し居候ては不堪悲泣之至候況や徳川家譜代恩顧之士東照宮之御神靈ニ奉對沈黙傍觀致居候儀廉耻無之と可申決して不相濟事也叔陳する迄も無之天下之所聞見ニ候得共前件夷狄交易之儀如何様にも勅許申請度所存にて去ル午年春堀田備中守上

京致賄賂金錢を以て關白殿下を誑惑致勿體なくも龍顏を可奉暗と陰謀秘計不一方候處今上皇帝聰明絶倫千載不世之聖主に被爲渡皇國開闢以來尊嚴之國體淳原之風俗今上之御代ニ及び夷狄之爲に消却汚穢被致候ては第一伊勢神宮御始々御代々之御神靈ニ被爲對王位之御任不被爲濟尤戰を被爲好候には無之國體を不失萬民安堵ニ被遊度との御慮より賢くも一七日之間供御御絶被遊石清水へ御祈誓被爲籠關東より如何様被申立候とも一切御許容難被遊萬一非常之節は縱令萬里之波濤を越へ孤嶋に終り候共御憾不被爲在候得共泉涌寺を御離れ被遊事ハ難被爲忍と竊ニ宸禁を御濕し被遊候御事傳承仕四海之人民誰か感激悲泣せざらんや當此時神州之命脈果卯よりも危き事なりしが百官群臣忠憤切迫之餘八十八人之堂上方禁中へ馳集り萬死之力を以諫奏を奉り其外有志之大小名勤王之微忠を獻ぜし故三公御始々彌増し感憤被遊三港之外近畿及び數ヶ所之關港並夷狄永住邪教寺取建等之儀は一圓御許容難被遊趣以勅命御下知被爲在尙又内地人心之居り合如何ニ付大小名之赤心も被知食度尤衆議奏聞之上報慮難被決候はゞ伊勢大神宮神慮可奉伺との御儀三月廿八日議奏衆より堀田備中守へ御返答書被指下俄ニ下向被仰出候趣之處夷狄ニ内條約之儀既ニ被指許候事故諸大名之赤心有體ニ違報聞候様には不相成依て表向天下へ意見建白之達ハ有之候得共餘より某々等を以て専ら西洋之事態を強大に主張し交易御指許は一時之權宜無御據萬一關東之御旨意ニ違候ては家々之爲にも不相成と吉凶禍福を以て遊

説いたし尙又御三家方へは御建議之文意認直し候様御内諭も有之由ニ候得共水戸前中納言殿には關東輔弼之名將ニ有之尊王攘夷之御論始終一致之御方故御廟算伺書といふ書一册當今之急務より將來之害まで丁寧誠實ニ建白被致張展中納言殿にも御内諭に不泥京師之御旨意ニ本づき御處置無之候ては不相濟と被申立候よし實ニ難有事と謂つべし其後彌勅許之有無ニ不拘關東之御決斷を以假條約御指許しに相成候趣ニ付御三家にては尾張殿水戸殿御三卿には田安殿一橋殿御家門には越前殿忠誠無二之御方御一同登城に相成將軍家御對顔被願處御所勞ニて御逢無之依て元老并伊掃部頭初メ御呼出し天子之勅命御遵奉無之假條約御指許しに相成候ては將軍家御違勅之罪御通被遊間敷東照宮以來御代々様へ御對被遊候ても如何可有之哉各方之了簡承り度旨一同御演述ニ相成候處御目前にては掃部頭始奉畏服候由ニ候得共執頭之威權を以不日に條約指許し恐多くも將軍家を御不忠御不孝ニ奉陪德川氏之御稱號を千百歳之後迄奉穢候のみならず將軍家御大病人事をも御辨無之砌に乗じ無實之罪を羅織し御親戚之御方々を奉禁錮其他正義之大名松平土佐守始兩三人御威光を以て無體ニ隱居爲致候所業惡むにも餘りありと可申且又御幼君之御時節を幸とし御三家方之權勢を摧かん爲御連枝又は家老にて本家主家をも押領掌握せんと奸曲之巧みある松平讚岐守水野土佐守竹腰兵部少輔等徒黨ニ引入れ種々奸計を運し且我意ニ隨ひ不申正義之士を貶斥し東照宮以來之美意良法追日破壊に及候事長大息之至

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

りニ候其後八日ニ至り歎憤之餘三家大老之内上京致候様重き勅書御下ゲに罷成候處御請にも指支尾水兩家之義は不東之儀有之儀申付掃部頭儀は御用多にて上京難相成且先役堀田備中守等取扱候儀今更致方も無之依て嚴軍申付候旨議奏蒙迄申立已が逆罪を通れ可申と相工み間部下總守上京爲致専ら恩威を以押付候所存にて賄賂を用ひ九條殿下を徒黨に引入れ内藤豊後守へ命じ御所向取掃部頭殿重に致し恐多くも天子御讓位をも被遊候様奉要候得共三公御初め御啓明之御方にまし／＼奉輔佐叡慮候ニ付朝威確乎として御養み不被遊依之無實之御罪申觸し鷹司殿近衛殿三條殿等御落飾御憤被遊候様取計其他諸大夫始メ何一ツ罪科無之者を召捕關東へ指下しそれ／＼非道之處置致し専ら虎狼の猛威を以て天下を屏息せしめ畿内之開港並邪教寺取建等本條約指許し且は青蓮院宮様之御英邁を奉忌御失德有之様申觸し御寺務取放し奉幽閉候所業乍恐玉體にも可奉迫之機顯然にて北條足利之暴横ニ均しく共に天を戴かざる國賊といふべし嗚呼此儘ニ打過なば赫々たる神州一兩年を不出内地之奸民邪教に靡き彼か勢焰を助け皇國之奸賊平身低頭して彼が正朔を奉ずる事掌の上に覗るが如し苟も人心有之者實ニ痛哭長大息ニ不堪事ならずや雖然東照宮之御德澤未だ地に不墜御三家御一門には尾張殿水戸殿一橋殿越前殿阿波家因州家之如き徳川家輔佐之良將も有之外諸侯にも薩州仙臺福岡佐賀長州土佐宇和島柳川等天下之爲忠憤之念日夜怠らざる有名之諸侯も不少候へば内は則ち御家門方將軍家を奉輔佐專

ら内政を修め外は則有名之諸侯一意忠力を盡し武備を整へなば神州之耻辱を一洗して叡慮を奉安候事天地神明に誓て疑あるへからず依之當今事態之概略を記して天下之公論折衷を待ち左袒して天下を興起せんと欲する所なり周の衰る婦人すら不恤緯して周家之亡るを憂ひしにまして三千年餘之天恩を戴き二百年來東照宮之恩澤に沐浴する者誰か報效の念なからんや草莽之小臣痛憤切齒之餘寢食を不安日夜遺憾を吞て時勢を憂ひしが彼の罪惡追日增長豈唯徳川家之罪人のみらんや實神州の逆賊也天地神人同憤之時ニ乗じ天下諸藩之同志と合力同心して天下之奸賊を誅伐し神罰を蒙らしむる者也

之を通讀するに、その究極の目標は幕閣を改造して一橋派の支配下に置き、以て天意奉戴の實を擧げんとするにあつた。討幕乃至は無謀なる攘夷實行を企圖するものはなかつたのである。

舊幕臣勝海舟は後年「開國起源」を編むに當つてこの櫻田一舉を評して曰く、「外國の事起りしより志士の激論日に盛にして其紛擾此時に至て實に極れり。然れば當時者の苦心經營政機の運轉に容む論を俟たず。直弼此間に處し其責全く一人に歸し隻手狂瀾を挽回せんとす。其是非毀譽は姑くこれを問ふを要せず、進で難衝に當り一身を

犠牲に供し豪も畏避の念なく鞠躬盡瘁以て數世知遇の恩に報せんと欲す。豈大丈夫と謂はざるべけむ哉。平時高爵厚給國家の重臣として一朝の難に臨で己れが身家を全ふせんと謀る者これを見て豈慚色ならむ哉。願ふに櫻田の奇禍は國家の大變にして嘆すべきの至といへども、此機に乘じ改過自新廣く衆言を納れ人材を拔擢し弊政を一變せば、或は志士の憤恨を慰し輿望を收るの道なきにあらず。事此に出ずして依然舊轍を改めず、模稜姑息彌衆怒を激し其極終に幕威地に墜ち回復すべからず惜哉。」と。蓋し適言となすべきである。水薩諸浪士の幕閣改造計畫は幾多の障礙に阻まれて遂にその究極の目的を達し得なかつたけれども、しかも當時飛鳥をも落さんの勢威を示してゐた井伊大老が、二百餘年の覇府として誇る江戶城の門前に於て、僅かに十八人の浪士の劔刃に斃れた事は、天下の志士をして隻手よく回天の偉業を遂ぐるの難きにあらざるを思はしめるに至つたのである。

註

① 溫恭院殿御實記。昨夢紀事第十四、十五卷。幕末外國關係

- 文書之二十、第二二八、二四一、二九三、三〇八號。水戸藩史料上編坤一八三—一九二頁。
- ② 幕末外國關係文書之二十、五一〇—五一四頁。三條實萬手録第一五四—五七頁。
- ③ 岩倉公實記、上卷一九九—二〇二頁。
- ④ 幕末外國關係文書之二十、五九八—五九九頁。岩倉公實記上卷二〇三頁。開國始末二〇三頁。
- ⑤ 梁川星巖翁四六八—四六九頁。第四節註八參照。
- 吉田松陰全集第四卷一一六頁。
- ⑥ 水戸藩史料上編坤二二八—二三一頁。三條實萬手録第一、一三八—一四二頁。橋本左内全集五三八—五四〇頁。梁川星巖翁四七七—四八一頁。大西郷全集第三卷一四九—一五〇頁。
- ⑦ 三條實萬手録第一、四四四—四四六頁。岩倉公實記上卷二一五—二一九頁。幕末外國關係文書之二十一、二一六頁。
- 水戸藩史料上編坤二二二—二三三頁。
- ⑧ 三條實萬手録第一、四四六—四四九頁。幕末外國關係文書之二十一、一三—二二頁。水戸藩史料上編坤二二七—二四〇頁。岩倉公實記上卷二一九—二二三頁。
- ⑨ 吉田松陰全集、第一卷、一四七—一四九頁。第四卷八八—九六頁。修訂防長回天史第二編二五九—二六二頁。
- ⑩ 水戸藩史料上編坤八一六—八二三頁。開國始末四一四—四二六頁。岩倉公實記上卷三四三—三五二頁。

ハリス來朝當時に於ける對外思想に就いて

⑩ 海舟全集第二卷、三五六—三五七頁。

結 語

以上の所論に於て安政中期から萬延年間に至る對外思想の概觀をなした。茲に外交問題の紛糾を契機とする討幕論の進展を見るに至り、しかも今後外交關係の危急に迫れることは、文久・慶應の交に至つて愈々其甚だしきを見るに至り、外難克服の要望は内に向つて國政の一統、舉國一致國家形態出現の待望となつて來た。かくて尊王開國論は討幕の旗印の下に所謂尊攘討幕論として、一時その肚皮に藏する眞の思想とは異なる方面に進展して行つたのである。(完)